

令和8年度第1回富山地方最低賃金審議会

会 議 次 第

令和8年7月2日(木)
富山労働総合庁舎
5階大会議室

開 会

富山労働局長 挨拶

議 事

- 1 富山県最低賃金の改正決定について(諮問)
- 2 富山県最低賃金審議運営事項(案)について
- 3 当面の審議日程(案)について
- 4 最低賃金に関する基礎調査の実施について
- 5 その他

閉 会

- 資料 No. 1 第57期富山地方最低賃金審議会 委員名簿(会長、会長代理記入)
No. 2 第57期富山地方最低賃金審議会 運営規程
No. 3 富山県最低賃金審議運営事項(案)
No. 4 参考人意見表明書(様式)
No. 5 令和8年度富山地方最低賃金審議会の審議日程(7~8月)(案)
No. 6 最低賃金に関する基礎調査計画
No. 7 第57期富山地方最低賃金審議会 運営小委員会 委員名簿
No. 8 第57期富山地方最低賃金審議会 特別小委員会 委員名簿

参考資料 最低賃金法(抜粋)ほか

第57期富山地方最低賃金審議会委員名簿

令和8年6月8日現在

	氏 名	現 職 等
公益 代表 委員	◎ やなぎはら さちこ 柳原 佐智子	富山大学 経済学部 教授
	○ たかくら ふみと 高倉 史人	高岡法科大学 法学部長 教授
	もろずみ りょうこ 両角 良子	富山大学 経済学部 教授
	たかぎ あやこ 高木 綾子	富山短期大学 経営情報学科 教授
	よしだ ひろし 吉田 洋	木下法律事務所 弁護士
労働者 代表 委員	いしだ やすひろ 石田 康博	日本労働組合総連合会富山県連合会 事務局長
	おおもり ひとし 大森 仁	電機連合富山地方協議会 事務局長
	くろかわ ともゆき 黒川 智之	JAM北陸 副書記長
	ほんごう しげる 本郷 繁	UAゼンセン富山県支部 主任
	まえの ひろこ 前野 寛子	日本労働組合総連合会富山県連合会 副事務局長
使用者 代表 委員	てらやま おさむ 寺山 収	一般社団法人富山県経営者協会 専務理事
	ひろかみ としはる 広上 利晴	株式会社広上製作所 代表取締役
	のなか やすお 野中 靖夫	株式会社神通精機 代表取締役
	もりぐち すみえ 森口 寿美恵	有限会社実業建設新報社 代表取締役副社長
	さかい あけみ 坂井 朱美	富山県商工会女性部連合会 副会長

任期：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

(敬称略)

◎：会長 ○：会長代理

第 57 期富山地方最低賃金審議会運営規程

(規程の目的)

第 1 条 この規程は、富山地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第 2 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、富山労働局長又は 5 人以上の委員若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各 1 名以上を含む 3 人以上の委員から開催の要請があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により富山労働局長又は委員が会議の開催を要請しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の 1 週間前までに会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 3 日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、富山労働局長に通知するものとする。

(小委員会等)

第 3 条 会長は審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細部にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

(委員の欠席)

第 4 条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由により会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で速報するものとする。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知するものとする。

(会議における発言)

第 5 条 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けなければならない。

(会議の公開)

第 6 条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護

に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退席を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(意見及び建議の提出)

第8条 会長は、審議会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、審議経過を付し、答申書、建議書又は議決書をその都度富山労働局長に送付するものとする。

(小委員会等の運営)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該委員会等に諮って定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行うものとする。

附 則

第1条 この規程は、令和7年5月22日から施行する。

富山県最低賃金審議運営事項（案）

令和 年 月 日
富山地方最低賃金審議会

令和8年度における富山県（地域別）最低賃金の改正決定の審議については、下記のとおり行うものとする。

記

（専門部会の構成、運営）

- 1 最低賃金法第25条第2項の規定に基づく富山県最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の構成及び運営は、次のとおりとする。
 - （1）専門部会の委員は、公労使それぞれ3人とする。
 - （2）専門部会の審議回数は、初回（部会の構成）を除き3回を目安とする。
 - （3）専門部会は、初回において次回以降の審議開催日時を調整する。
 - （4）専門部会の審議は、原則として午後5時以降は行わない。

（参考人からの意見聴取等）

- 2 参考人からの意見聴取等については、次のとおりとする。
 - （1）参考人は、労使それぞれ9人以内とする。
 - （2）参考人は、すべて意見書を提出するものとする。なお、専門部会が必要と認めた場合には、直接参考人から意見聴取を行うことができるものとする。
 - （3）専門部会は、必要に応じて実地調査を行うことができるものとする。

（最低賃金審議会令第6条第5項の適用）

- 3 専門部会において全会一致で議決した場合に限り、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって富山地方最低賃金審議会の決議とする。

（諸手当の取扱い）

- 4 最低賃金法第4条第3項第3号に規定する賃金は、「精皆勤手当」、「通勤手当」及び「家族手当」とし、本最低賃金に算入しないものとする。

（緊急やむを得ない場合の運用）

- 5 富山地方最低賃金審議会富山県最低賃金専門部会運営規程第2条第3項の「緊急やむを得ない場合」の運用については、各側の意見を聴いて部会長が判断するものとする。

関 係 法 令

最低賃金法第 4 条

- 1 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。
- 2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、最低賃金と同様の定をしたものと見なす。
- 3 次に掲げる賃金は、前 2 項に規定する賃金に算入しない。
 - 一 1 月をこえない期間ごとに支払われる賃金以外の賃金で厚生労働省令で定めるもの
 - 二 通常の労働時間又は労働日の賃金以外の賃金で厚生労働省令で定めるもの
 - 三 当該最低賃金において算入しないことを定める賃金

最低賃金法第 4 条第 3 項第一号、第二号による厚生労働省令(最低賃金法施行規則)の定め

最低賃金法施行規則

第 1 条

- 1 最低賃金法（以下「法」という。）第 4 条第 3 項第一号の厚生労働省令で定める賃金は、臨時に支払われる賃金及び 1 月をこえる期間ごとに支払われる賃金とする。
- 2 法第 4 条第 3 項第二号の厚生労働省令で定める賃金は、次のとおりとする。
 - 一 所定労働時間をこえる時間の労働に対して支払われる賃金
 - 二 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金
 - 三 午後 10 時から午前 5 時まで（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 37 条第 4 項の規定により厚生労働大臣が定める地域又は期間については、午後 11 時から午前 6 時まで）の間の労働に対して支払われる賃金のうち通常の労働時間の賃金の計算額をこえる部分

最低賃金法第 25 条

- 1 最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。
- 2 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

最低賃金審議会令第 6 条

(中略)

- 5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

参 考 人 意 見 表 明 書

(労働者側・使用者側)

氏 名	組 合・団 体・事 業 所 名	役 職 名	意 見 表 明 業 種
1 あなたの事業所について記入してください。 (所属する事業所がないときは、業界又は地域について記入してください。)			
a. 記載団体・事業所名 _____			
b. 事業所の規模 _____人(パート含む) c. 企業の規模 _____人 (パート含む)			
(1) ① 1か月(令和6年6月分)の所定労働日数 _____日			
② 平日の1日の所定労働時間 _____時間 _____分			
(2) 賃金等の平均額(最低賃金の算定等に含まない精皆勤・家族・通勤・時間外等の手当及び賞与は除く。)			
令和6年6月分の1人当たり賃金額 _____円(平均勤続年数 _____年)			
(3) 今春の定期昇給込みの賃金引上げ(引下げ)状況			
① 平均引上げ(引下げ)額 _____円			
② 平均引上げ(引下げ)率 _____%			
③ 実施月 _____月から			
④ 引上げ(引下げ)額の最高額 _____円(月額換算)			
⑤ 引上げ(引下げ)額の最低額 _____円(月額換算)			
(4) 今春の新規学卒者の初任給			
① 大学卒 _____円 ② 高校卒 _____円 ③ 中学卒 _____円			
(5) 労働協約、その他労使の取り決めた最低賃金			
イ. 有 ⇒ ※ その金額等の内容を簡潔に記入してください			
ロ. 無 _____			
(6) 常用労働者(パート労働者を除く)の低賃金層の実態(該当項目に記入又は○印を付してください。)			
① 給与形態 (イ. 日 額 _____円、 ロ. 時間額 _____円)			
② その人の a. 性 別 (イ. 男、 ロ. 女) b. 年 齢 _____歳			
c. 技能習得中で(イ. ある、 ロ. ない) d. 勤続年数 _____年			
e. 職 種 (_____)			
※ 次ページも記入してください。			

(7) パート労働者の雇用状況

① パート労働者数 _____人(1のbの内数)

② 主な仕事の内容 { _____ }

③ 賃金額は時間額の最高で1時間 _____円、最低で1時間 _____円

2 自社又は業界における経営の状況について、現状及び今後の見通し等を記入してください。

3 同業他社あるいは同地域における労働条件、賃金実態、その他消費者物価、家計収入などについて参考になることがあれば記載してください。

4 最低賃金改正に関する要望、意見等があれば記載してください。

令和8年度富山地方最低賃金審議会の審議日程（7～8月）（案）

月 日 (曜)	時間帯	場 所	会 議 名	主 な 審 議 事 項
7月2日(木)	14:00～	富山労働局	【第1回本審】	<ul style="list-style-type: none"> ・地域別最賃改正諮問 ・地域別最賃審議運営事項 ・当面の審議日程 ・基礎調査の実施
7月27日(月)	15:00～	富山労働局	【第2回本審】	<ul style="list-style-type: none"> ・中賃目安伝達 ・労働経済等関係指標 ・基礎調査結果 ・公示による労使意見聴取報告
	(本審終了後)	富山労働局	地域専門部会（1）	<ul style="list-style-type: none"> ・専門部会長、同代理の選出 ・専門部会運営規程 ・審議日程 ・参考人の意見聴取 ・生活保護に係る施策との整合性 ・労使の基本的主張
7月30日(木)	15:30～	富山労働局	地域専門部会（2）	<ul style="list-style-type: none"> ・金額等審議 ・答申（全会一致で結審した場合）
8月3日(月)	14:00～	富山労働局	地域専門部会（3）	<ul style="list-style-type: none"> ・金額等審議 ・答申（全会一致で結審した場合）
8月5日(水)	15:00～	富山労働局	地域専門部会（4）	<ul style="list-style-type: none"> ・金額等審議 ・答申（全会一致で結審した場合）
	専門部会終了後	富山労働局	【第3回本審】	<ul style="list-style-type: none"> ・地域専門部会報告 ・金額等審議、答申 ・特定最賃改正決定の必要性諮問

(8月7日(金)) 予備日	14:00～	富山労働局	地域専門部会（予備）	<ul style="list-style-type: none"> ・金額等審議 ・答申（全会一致で結審した場合）
	(専門部会終了後)	富山労働局	【第3回本審】（予備）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域専門部会報告 ・金額等審議、答申 ・特定最賃改正決定の必要性諮問

8月18日(火)	15:00～	富山労働局	特別小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・特定最賃改正決定の必要性の審議
8月21日(金) (第3回が8/7の場合は8月25日(火))	10:00～	富山労働局	【第4回本審】	<ul style="list-style-type: none"> ・地域別最賃異議取扱い審議 ・特別小委員会報告 ・特定最賃改正決定の必要性答申 ・（特定最賃改正決定諮問）

令和8年度 答申日別最短効力発生日一覧表

(参考)

答申(要旨公示)		異議申出締切		官報公示		法定発効
8月3日(月)	答申に対する異議の申出期間(15日間) ※15日目が開庁日の場合は、翌開庁日まで。	8月18日(火)	国立印刷局手続き期間(8営業日)	8月28日(金)	公示の日から30日を経過した日から効力が生じます。(最低賃金法14条)	9月27日(日)
8月4日(火)		8月19日(水)		8月31日(月)		9月30日(水)
8月5日(水)		8月20日(木)		9月1日(火)		10月1日(木)
8月6日(木)		8月21日(金)		9月2日(水)		10月2日(金)
8月7日(金)		8月24日(月)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月8日(土)		8月24日(月)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月9日(日)		8月24日(月)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月10日(月)		8月25日(火)		9月4日(金)		10月4日(日)
8月11日(火・祝)		8月26日(水)		9月7日(月)		10月7日(水)
8月12日(水)		8月27日(木)		9月8日(火)		10月8日(木)
8月13日(木)		8月28日(金)		9月9日(水)		10月9日(金)
8月14日(金)		8月31日(月)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月15日(土)		8月31日(月)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月16日(日)		8月31日(月)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月17日(月)		9月1日(火)		9月11日(金)		10月11日(日)
8月18日(火)	9月2日(水)	9月14日(月)	10月14日(水)			

最低賃金に関する基礎調査計画

1 調査の目的

中小零細企業又は事業所の労働者の賃金の実態を把握し、最低賃金審議会における最低賃金の決定、改正等の審議に資すること。

2 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

日本標準産業分類に基づく次の産業に属する民営事業所のうち、ア及びイの産業については常用労働者 100 人未満を雇用している事業所とし、その他の産業については常用労働者 30 人未満を雇用している事業所とする。

ただし、小売業のうち、特定最低賃金が設定されている百貨店、総合スーパーマーケットについては常用労働者 50 人以上を雇用している事業所とする。

ア 製造業

イ 情報通信業のうち新聞業、出版業

ウ 卸売業、小売業

エ 学術研究、専門・技術サービス業

オ 宿泊業、飲食サービス業

カ 生活関連サービス業、娯楽業

キ 医療、福祉

ク サービス業（他に分類されないもの）

3 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

約 99,000 事業所（母集団の大きさ 約 264 万事業所）

ア 地域別最低賃金の審議のために調査が必要な事業所

約 66,000 事業所（母集団の大きさ 約 255 万事業所）

（富山県は 1,349 事業所（母集団の大きさ 約 23,000 事業所））

イ 特定最低賃金の審議のために調査が必要な事業所

約 34,000 事業所（母集団の大きさ 約 9 万事業所）

（富山県は 552 事業所（母集団の大きさ 756 事業所））

(2) 報告者の選定方法

利用可能な最新の事業所母集団データベースにおける事業所を母集団とし、都道府県、産業、事業所規模別に層化無作為抽出により選定する。

4 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

ア 事業所に関する事項

(ア) 主要な生産品の名称又は事業の内容

(イ) 法人番号

(ウ) 事業所の労働者数

イ 労働者に関する事項

- (ア) 性
- (イ) 就業形態
- (ウ) 年齢
- (エ) 勤続年数
- (オ) 職種又は仕事の内容（3（1）イに該当する事業所に限る）
- (カ) 当年6月分の賃金形態
- (キ) 当年6月分の基本給額（見込額）
- (ク) 当年6月分の精皆勤手当、通勤手当、家族手当及びその他の手当（各見込額）
- (ケ) 当年6月分の月間所定労働日数
- (コ) 当年6月分の1日の所定労働時間数

- ・ 法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。
- ・ 事業所の労働者数は、事業所規模との整合チェック及び労働者に関する事項において報告のあった労働者の数と一致している否かを確認するために用いるものであり、集計は行わない。

- (2) 基準となる期日又は期間
調査実施年の6月1日現在とする。

5 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

配布：厚生労働省労働基準局 — 民間事業者 — 報告者

回収（郵送調査）：報告者 — 都道府県労働局 — 厚生労働省労働基準局

回収（オンライン調査）：報告者 — 厚生労働省労働基準局

(2) 調査方法

配布：民間事業者から報告者あて郵送する。

回収：次の①及び②の提出方法のうち報告者が選択した方法により行う。

① 記入済み調査票を都道府県労働局あて郵送する方式

② インターネットを利用したオンライン報告方式（政府統計共同利用システムを利用する。）

6 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1年

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年5月中旬～6月上旬

7 集計事項

(都道府県別結果)

- 第1表 産業、就業形態、賃金階級、事業所規模・地域・年齢階級別労働者数
- 第2表 産業、就業形態、賃金階級、性、年齢階級別労働者数
- 第3表 賃金階級、勤続年数階級別労働者数
- 第4表 諸手当の種類別労働者1人平均支給額

8 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

調査結果は、ホームページ（厚生労働省ホームページ及びe-Stat）により公表する。

(2) 公表の期日

都道府県ごとに調査実施年の翌年6月上旬までに公表する。ただし、必要に応じて地方最低賃金審議会において一部公表することも可能とする。

9 使用する統計基準等

調査対象の範囲の画定に当たって、日本標準産業分類によるとともに、集計結果の表章についても、同分類の大分類によっている。

10 その他

- (1) 富山県における調査必要数は、地域別最低賃金 739 事業所、特定最低賃金合計 383 事業所である。
- (2) 明細区分は別添のとおり。

表1 令和8年度最低賃金基礎調査集計区分表

総計	大計	中計	明細	産業分類
調査対象産業計	地域別最低賃金対象産業計	製造業	1 製造業(明細番号9~13を除く)	E09~22 E23(2322、2332、2352の一部、2353を除く) E24(2443、2445、2451を除く) E25(2594、2596を除く) E26(2611の一部、2621の一部、2661、2664、2694を除く) E27 E294、297 E303 E31(3112、3113を除く) E32
		情報通信業(新聞業、出版業)	2 情報通信業(新聞業、出版業)	G413、414
		卸売業、小売業	3 卸売業、小売業(明細番号12、13を除く)	I 50、51、52、53、54、55 I 56(I561を除く)、57、58、59(I 5911を除く)、60、61
		学術研究、専門・技術サービス業	4 学術研究、専門・技術サービス業	L71、72、73、74
		宿泊業、飲食サービス業	5 宿泊業、飲食サービス業	M75、76、77
		生活関連サービス業、娯楽業	6 生活関連サービス業、娯楽業	N78、79、80
		医療、福祉	7 医療、福祉	P83、84、85
		サービス業(他に分類されないもの)	8 サービス業(他に分類されないもの)	R88、89、90、91、92、93、94、95
	特定最低賃金対象産業計	アルミ関連等製造業	9 非鉄金属製造業(アルミ関係) 建築用金属製品等製造業	E2322、2332、2352の一部、2353 E2443、2445、2451
		一般機械・自動車製造業	10 玉軸受・ころ軸受、ロボット製造業 他に分類されないはん用機械・装置製造業 農業用機械、建設機械・鉱山機械製造業(トラクタ製造業) 金属工作機械、機械工具製造業 自動車・同附属品製造業(自動車製造業を除く)	E2594、2694 E2596 E2611の一部、2621の一部 E2661、2664 E3112、3113
		電気機械器具製造業	11 電子部品・デバイス・電子回路製造業 電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業	E28 E29(E294、297を除く) E30(E303を除く)
		百貨店、総合スーパー	12 百貨店、総合スーパー	I 561
		自動車(新車)小売業	13 自動車(新車)小売業	I 5911

注:それぞれの産業には、管理、補助的経済活動を行う事業所及び純粋持株会社が含まれる。
産業分類は、日本標準産業分類(平成26年4月改定)による。
(日本標準産業分類は令和5年7月に改定されていますが、令和3年度経済センサスを事業所母集団データベースとしているため、当時適用されていた平成26年4月改定により分類しています。)

第 57 期富山地方最低賃金審議会
運 営 小 委 員 会 委 員 名 簿

令和 7 年 6 月 9 日現在

	氏 名	現 職 等
公益代表委員	柳 原 佐 智 子	富山大学 経済学部 教授
	高 倉 史 人	高岡法科大学 法学部長 教授
	高 木 綾 子	富山短期大学 経営情報学科 教授
労働者代表委員	石 田 康 博	日本労働組合総連合会富山県連合会 事務局長
	大 森 仁	電機連合富山地方協議会 事務局長
	黒 川 智 之	J AM北陸 副書記長
使用者代表委員	寺 山 収	一般社団法人富山県経営者協会 専務理事
	広 上 利 晴	株式会社広上製作所 代表取締役
	野 中 靖 夫	株式会社神通精機 代表取締役

任期は令和 9 年 3 月 31 日まで

(敬称略)

第 57 期富山地方最低賃金審議会
特別小委員会委員名簿

令和 7 年 6 月 9 日現在

	氏 名	現 職 等
公益代表委員	柳 原 佐智子	富山大学 経済学部 教授
	両 角 良子	富山大学 経済学部 教授
	吉 田 洋	木下法律事務所 弁護士
労働者代表委員	石 田 康博	日本労働組合総連合会富山県連合会 事務局長
	大 森 仁	電機連合富山地方協議会 事務局長
	黒 川 智之	J AM北陸 副書記長
使用者代表委員	寺 山 収	一般社団法人富山県経営者協会 専務理事
	広 上 利晴	株式会社広上製作所 代表取締役
	野 中 靖夫	株式会社神通精機 代表取締役

任期は、令和 9 年 3 月 31 日まで

(敬称略)

最低賃金法（抜粋）

（地域別最低賃金の原則）

第九条

賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

- 2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。
- 3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

（地域別最低賃金の改正等）

第十二条

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。

富山市消費者物価指数の推移(10大費目)

		総合					食料			住居	光熱・水道
		総合	生鮮食品を除く総合	持家の帰属家賃を除く総合	生鮮食品・エネルギーを除く総合	食料・エネルギーを除く総合	食料	生鮮食品	生鮮食品を除く食料	住居	光熱・水道
ウエイト		10 000	9 567	8 827	8 722	6 588	2 697	433	2 264	1 678	806
年平均指数	令和元年	100.2	100.3	100.1	99.9	100.3	98.6	97.1	98.9	99.7	102.1
	2年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	3年	99.8	99.8	99.5	99.2	98.8	99.9	98.4	100.2	101.7	102.2
	4年	102.4	102.2	102.4	100.6	99.4	104.6	106.6	104.2	103.7	112.1
	5年	106.2	105.9	106.7	104.9	102.1	113.2	113.2	113.2	104.8	108.3
	6年	109.1	108.6	110.1	107.2	103.9	117.3	119.9	116.8	104.8	115.4
	7年	112.4	111.7	113.9	110.1	105.1	125.4	128.0	124.9	105.6	119.6
前年比	令和元年	-0.1	0.1	0.0	0.2	-0.2	0.2	-4.4	1.2	-0.8	1.1
	2年	-0.2	-0.3	-0.1	0.1	-0.3	1.4	3.0	1.1	0.3	-2.1
	3年	-0.2	-0.2	-0.5	-0.8	-1.2	-0.1	-1.6	0.2	1.7	2.2
	4年	2.7	2.4	2.9	1.5	0.6	4.7	8.4	4.0	2.0	9.7
	5年	3.7	3.6	4.2	4.2	2.7	8.2	6.2	8.6	1.1	-3.4
	6年	2.7	2.6	3.2	2.1	1.7	3.7	5.8	3.2	0.0	6.5
	7年	3.0	2.9	3.5	2.8	1.2	6.9	6.8	6.9	0.7	3.7
年度平均指数	令和元年度	100.3	100.4	100.3	100.0	100.3	99.0	97.3	99.3	99.8	102.2
	2年度	99.9	99.9	99.9	100.0	99.9	100.2	99.8	100.2	100.1	99.0
	3年度	100.0	100.0	99.7	99.0	98.5	100.5	100.7	100.5	102.3	104.9
	4年度	103.3	103.0	103.3	101.6	100.0	106.5	108.3	106.2	104.1	111.7
	5年度	107.0	106.7	107.7	105.7	102.7	114.5	114.3	114.6	104.9	109.1
	6年度	110.1	109.4	111.2	107.8	104.2	119.4	125.5	118.3	104.8	117.4
	7年度	112.7	112.1	114.3	110.8	105.4	126.8	126.8	126.8	105.8	118.6
前年度比	令和元年度	0.2	0.2	0.3	0.3	-0.1	1.1	-0.9	1.5	-0.3	0.4
	2年度	-0.4	-0.5	-0.4	0.0	-0.4	1.1	2.3	0.9	0.2	-3.1
	3年度	0.1	0.1	-0.2	-1.0	-1.5	0.4	0.9	0.3	2.2	6.0
	4年度	3.2	3.0	3.7	2.6	1.6	5.9	7.5	5.6	1.8	6.5
	5年度	3.7	3.6	4.2	4.0	2.7	7.6	5.6	7.9	0.8	-2.3
	6年度	2.8	2.5	3.3	2.0	1.5	4.3	9.8	3.2	-0.1	7.6
	7年度	2.4	2.5	2.8	2.8	1.2	6.2	1.0	7.2	1.0	1.1
指数	令和7年5月	112.5	112.0	114.0	110.0	104.9	124.7	123.5	125.0	105.8	123.7
	6月	112.4	112.1	113.8	110.3	105.2	124.3	118.5	125.4	105.9	123.6
	7月	112.5	112.3	114.0	110.6	105.1	125.1	117.2	126.6	105.4	122.4
	8月	112.7	112.1	114.3	110.9	105.3	126.7	124.8	127.1	105.6	117.2
	9月	112.2	111.8	113.8	110.7	105.2	125.9	121.6	126.7	105.6	115.7
	10月	112.8	112.2	114.3	111.2	105.8	126.7	125.3	127.0	105.8	115.8
	11月	113.1	112.6	114.7	111.1	105.6	127.2	125.5	127.5	105.8	120.6
	12月	113.1	112.3	114.7	111.1	105.5	128.1	131.8	127.4	105.9	120.6
	令和8年1月	113.6	112.4	115.2	111.4	105.5	130.5	140.7	128.5	106.0	120.7
	2月	112.5	111.4	113.9	111.3	105.6	129.1	134.9	128.0	106.0	110.1
	3月	113.4	112.6	115.0	112.0	106.2	129.4	131.0	129.1	105.9	112.7
	4月	114.0	113.4	115.6	112.3	106.6	128.3	126.5	128.7	106.8	119.7
	5月	114.8	114.2	116.5	112.8	107.2	128.5	127.1	128.8	107.0	127.5
前月比	令和7年5月	0.4	0.5	0.4	0.4	-0.1	1.0	-2.2	1.6	0.0	2.9
	6月	-0.1	0.1	-0.2	0.3	0.2	-0.3	-4.0	0.3	0.1	-0.1
	7月	0.1	0.2	0.2	0.3	0.0	0.6	-1.1	0.9	-0.4	-1.0
	8月	0.2	-0.1	0.2	0.3	0.2	1.3	6.5	0.4	0.1	-4.2
	9月	-0.4	-0.3	-0.4	-0.2	-0.1	-0.7	-2.6	-0.3	0.1	-1.3
	10月	0.5	0.3	0.5	0.4	0.5	0.7	3.1	0.2	0.2	0.1
	11月	0.3	0.3	0.4	0.0	-0.2	0.4	0.2	0.4	0.0	4.1
	12月	0.0	-0.3	0.0	-0.1	-0.1	0.7	5.0	-0.1	0.1	0.0
	令和8年1月	0.4	0.1	0.5	0.3	0.1	1.8	6.7	0.9	0.1	0.1
	2月	-1.0	-0.8	-1.1	-0.1	0.0	-1.0	-4.1	-0.4	0.0	-8.8
	3月	0.8	1.1	0.9	0.7	0.6	0.2	-2.9	0.9	0.0	2.3
	4月	0.5	0.7	0.5	0.2	0.3	-0.9	-3.4	-0.4	0.8	6.2
	5月	0.7	0.7	0.8	0.4	0.6	0.1	0.4	0.1	0.2	6.6
前年同月比	令和7年5月	3.5	3.5	3.9	3.0	1.2	7.0	2.7	7.9	1.0	7.6
	6月	3.2	3.3	3.6	3.3	1.5	7.1	2.4	8.0	1.2	4.3
	7月	2.7	2.9	3.2	3.3	1.1	7.6	0.5	9.0	0.6	0.0
	8月	2.7	2.6	3.1	3.3	1.1	8.4	4.8	9.1	1.3	-3.9
	9月	3.0	2.9	3.4	3.0	1.2	7.2	4.5	7.7	1.1	2.3
	10月	2.7	2.6	3.1	2.7	1.1	6.4	4.6	6.8	0.6	2.5
	11月	2.4	2.5	2.8	2.5	0.9	5.6	0.9	6.6	1.0	3.7
	12月	1.9	2.0	2.1	2.6	1.0	5.5	-0.6	6.9	1.1	-0.9
	令和8年1月	1.5	1.8	1.7	2.8	1.2	5.0	-3.2	6.9	1.1	-1.1
	2月	0.8	1.1	0.9	2.4	1.2	3.6	-4.8	5.5	1.0	-5.6
	3月	1.5	1.7	1.6	2.5	1.3	4.4	-2.6	5.9	0.7	-3.5
	4月	1.6	1.7	1.8	2.4	1.5	3.9	0.2	4.6	0.9	-0.5
	5月	2.0	2.0	2.2	2.5	2.2	3.0	2.9	3.0	1.1	3.1

指数時系列表

(調査産業計、事業所規模5人以上)

(令和2年=100)

年次	現金給与総額				きまって支給する給与						
	名目	前年同月比(%)	実質(※)	前年同月比(%)	所定内給与				名目	前年同月比(%)	
					名目	前年同月比(%)	実質(※)	前年同月比(%)			
令和5年平均	104.0	2.0	97.5	△ 2.1	103.2	1.1	96.7	△ 3.0	102.3	1.4	
令和6年平均	110.5	5.4	100.5	2.3	107.8	3.8	98.0	0.6	106.8	3.6	
令和7年平均	113.6	2.8	99.7	△ 0.8	110.4	2.4	96.9	△ 1.1	109.1	2.2	
令和6年3月	93.6	4.9	86.3	1.4	106.6	3.5	98.2	△ 0.1	105.5	3.1	
4月	91.3	0.4	83.5	△ 2.8	108.2	2.8	99.0	△ 0.5	107.2	3.2	
5月	92.8	5.0	84.6	1.2	107.1	3.2	97.6	△ 0.5	106.6	3.6	
6月	143.6	7.3	130.8	4.0	108.9	4.5	99.2	1.3	108.3	4.8	
7月	145.8	7.6	131.9	4.4	108.8	4.6	98.5	1.5	108.0	4.5	
8月	96.4	4.7	87.0	1.5	107.9	3.8	97.4	0.7	107.2	3.7	
9月	91.8	4.4	83.5	2.5	108.4	4.2	98.5	2.1	107.6	4.1	
10月	91.2	3.5	82.2	1.5	108.3	3.4	97.7	1.5	106.8	2.9	
11月	94.6	5.0	84.8	2.2	108.8	4.1	97.5	1.4	107.3	3.5	
12月	205.9	9.1	183.3	5.4	108.8	3.8	96.9	0.3	107.6	3.5	
令和7年1月	91.1	1.2	80.4	△ 3.0	107.0	2.1	94.4	△ 2.2	106.0	2.3	
2月	91.2	1.9	80.8	△ 2.1	107.5	0.9	95.2	△ 3.1	106.2	0.8	
3月	96.0	2.6	84.8	△ 1.7	107.9	1.2	95.3	△ 3.0	106.3	0.8	
4月	94.1	3.1	82.8	△ 0.8	111.2	2.8	97.9	△ 1.1	110.0	2.6	
5月	94.0	1.3	82.5	△ 2.5	110.5	3.2	96.9	△ 0.7	109.5	2.7	
6月	147.9	3.0	130.0	△ 0.6	110.6	1.6	97.2	△ 2.0	109.8	1.4	
7月	146.8	0.7	128.8	△ 2.4	110.9	1.9	97.3	△ 1.2	109.8	1.7	
8月	98.0	1.7	85.7	△ 1.5	110.0	1.9	96.2	△ 1.2	109.0	1.7	
9月	93.9	2.3	82.5	△ 1.2	110.7	2.1	97.3	△ 1.2	109.5	1.8	
10月	94.1	3.2	82.3	0.1	112.3	3.7	98.3	0.6	110.6	3.6	
11月	99.2	4.9	86.5	2.0	113.2	4.0	98.7	1.2	111.3	3.7	
12月	217.0	5.4	189.2	3.2	112.8	3.7	98.3	1.4	111.3	3.4	
令和8年1月	95.1	4.4	82.6	2.7	112.1	4.8	97.3	3.1	111.0	4.7	
2月	95.2	4.4	83.6	3.5	112.7	4.8	98.9	3.9	111.3	4.8	
3月	101.9	6.1	88.6	4.5	113.6	5.3	98.8	3.7	112.3	5.6	

※ 現金給与総額及びきまって支給する給与の実質指数は、それぞれの名目指数を富山市における消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)で除したものに100を乗じて求められた数値を小数点以下第2位で四捨五入したものである。

年次	総実労働時間						常用雇用指数					入職率(%)	離職率(%)	差
	前年同月比(%)	(所定内労働時間)		(所定外労働時間)		前年同月比(%)	パートタイム比率(%)	前年同月差						
		前年同月比(%)	前年同月比(%)	前年同月比(%)										
令和5年平均	100.7	1.3	100.2	1.2	107.8	3.2	101.5	2.1	27.3	△ 0.6	1.62	1.53	0.09	
令和6年平均	101.8	0.4	101.0	0.1	114.8	6.0	103.1	1.6	26.1	△ 0.5	1.66	1.58	0.08	
令和7年平均	100.6	△ 1.2	99.5	△ 1.5	118.7	3.4	104.0	0.9	25.9	△ 0.2	1.68	1.70	△ 0.02	
令和6年3月	100.7	△ 0.6	99.7	△ 1.0	117.3	5.6	101.3	1.1	26.7	0.5	1.19	1.94	△ 0.75	
4月	105.7	0.1	105.1	0.2	116.0	1.0	103.0	1.7	26.4	0.5	4.69	3.03	1.66	
5月	99.7	1.6	99.2	1.5	108.6	2.3	103.1	1.7	26.4	0.0	1.65	1.57	0.08	
6月	104.8	△ 1.5	104.4	△ 1.6	111.1	0.0	103.0	1.6	26.1	△ 0.4	1.23	1.32	△ 0.09	
7月	105.2	1.9	104.7	1.7	113.6	5.8	103.5	1.5	25.5	△ 1.0	1.74	1.32	0.42	
8月	97.2	△ 0.2	96.7	△ 0.5	106.2	4.9	103.8	1.8	25.1	△ 1.6	1.54	1.32	0.22	
9月	101.6	△ 1.0	100.7	△ 1.6	116.0	8.0	103.4	1.6	25.4	△ 1.2	1.23	1.60	△ 0.37	
10月	103.6	0.3	102.5	△ 0.4	121.0	8.9	103.6	1.4	25.5	△ 1.3	1.69	1.44	0.25	
11月	105.5	1.8	104.5	1.5	122.2	8.8	103.8	1.4	26.1	△ 0.8	1.33	1.13	0.20	
12月	102.8	0.2	101.9	0.0	117.3	3.3	103.9	1.4	26.0	△ 0.7	1.55	1.50	0.05	
令和7年1月	94.1	△ 0.1	93.2	0.1	108.6	△ 3.3	103.5	1.2	25.9	△ 1.1	0.99	1.16	△ 0.17	
2月	99.4	△ 1.5	98.6	△ 1.4	113.6	△ 2.1	103.6	1.6	25.8	△ 1.5	1.27	1.20	0.07	
3月	97.6	△ 3.1	96.2	△ 3.5	121.0	3.2	103.3	2.0	26.0	△ 0.7	1.56	1.80	△ 0.24	
4月	104.8	△ 0.9	103.6	△ 1.4	123.5	6.5	104.6	1.6	25.3	△ 1.1	4.59	3.38	1.21	
5月	99.9	0.2	98.9	△ 0.3	116.0	6.8	104.9	1.7	25.4	△ 1.0	1.71	1.42	0.29	
6月	105.1	0.3	104.5	0.1	114.8	3.3	104.6	1.6	25.8	△ 0.3	1.30	1.54	△ 0.24	
7月	104.8	△ 0.4	103.9	△ 0.8	119.8	5.5	104.8	1.3	26.3	0.8	1.34	1.30	0.04	
8月	95.0	△ 2.3	94.2	△ 2.6	108.6	2.3	105.1	1.3	26.4	1.3	1.67	1.36	0.31	
9月	100.5	△ 1.1	99.2	△ 1.5	121.0	4.3	104.2	0.8	25.9	0.5	1.45	2.21	△ 0.76	
10月	103.9	0.3	102.4	△ 0.1	128.4	6.1	103.2	△ 0.4	26.0	0.5	1.64	2.08	△ 0.44	
11月	102.3	△ 3.0	100.6	△ 3.7	129.6	6.1	103.3	△ 0.5	25.8	△ 0.3	1.41	1.65	△ 0.24	
12月	100.3	△ 2.4	99.1	△ 2.7	119.8	2.1	103.1	△ 0.8	26.3	0.3	1.28	1.35	△ 0.07	
令和8年1月	93.9	△ 0.2	93.5	0.3	101.2	△ 6.8	103.1	△ 0.4	26.5	0.6	0.90	1.35	△ 0.45	
2月	97.2	△ 2.2	96.7	△ 1.9	104.9	△ 7.7	102.7	△ 0.9	26.6	0.8	1.17	1.23	△ 0.06	
3月	97.4	△ 0.2	96.7	0.5	109.9	△ 9.2	102.5	△ 0.8	26.5	0.5	1.41	1.96	△ 0.55	

回 答 集 計

1. 賃上げ (月例賃金)

①平均賃金方式 (集計組合員数による加重平均)

平均賃金方式	2026回答 (2026年6月4日公表)				昨年対比	2025回答 (2025年6月5日公表)					
	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み賃上げ計		額		率	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み賃上げ計		額	率
		額	率					額	率		
	4,862 組合 2,863,436 人	16,518 円	5.02 %		▲ 119 円 ▲ 0.24 ポイント	4,863 組合 2,933,516 人	16,399 円	5.26 %			
300人未満 計	3,391 組合 329,417 人	12,929 円	4.70 %		▲ 476 円 0.00 ポイント	3,412 組合 331,702 人	12,453 円	4.70 %			
~99人	2,031 組合 85,822 人	11,130 円	4.27 %		▲ 154 円 ▲ 0.11 ポイント	2,036 組合 87,127 人	10,976 円	4.38 %			
100~299人	1,360 組合 243,595 人	13,571 円	4.84 %		▲ 593 円 0.04 ポイント	1,376 組合 244,575 人	12,978 円	4.80 %			
300人以上 計	1,471 組合 2,534,019 人	16,981 円	5.06 %		▲ 49 円 ▲ 0.27 ポイント	1,451 組合 2,601,814 人	16,932 円	5.33 %			
300~999人	970 組合 519,213 人	15,241 円	5.02 %		▲ 386 円 ▲ 0.06 ポイント	947 組合 508,307 人	14,855 円	5.08 %			
1,000人~	501 組合 2,014,806 人	17,411 円	5.07 %		▲ 30 円 ▲ 0.32 ポイント	504 組合 2,093,507 人	17,441 円	5.39 %			

※ 2026年と2025年で集計対象組合が異なるため、「定昇相当込み賃上げ計」の昨年対比は整合しない。

【参考】 賃上げ分が明確に分 かる組合の集計 (加重平均)	2026回答 (2026年6月4日公表)				賃上げ分 昨年対比	2025回答 (2025年6月5日公表)				
	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み 賃上げ計	賃上げ分			集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み 賃上げ計	賃上げ分		
			額	率				額	率	
	3,441 組合 2,513,240 人	17,012 円	11,613 円	5.12 %	▲ 150 円 ▲ 0.19 ポイント	3,339 組合 2,653,626 人	16,893 円	11,763 円	5.35 %	3.71 %
300人未満 計	2,142 組合 245,053 人	13,980 円	9,924 円	4.97 %	▲ 413 円 0.03 ポイント	2,071 組合 236,210 人	13,587 円	9,511 円	4.99 %	3.51 %
~99人	1,082 組合 52,963 人	12,608 円	8,759 円	4.66 %	▲ 211 円 ▲ 0.04 ポイント	1,067 組合 54,485 人	12,364 円	8,548 円	4.73 %	3.28 %
100~299人	1,060 組合 192,090 人	14,353 円	10,245 円	5.04 %	▲ 445 円 0.04 ポイント	1,004 組合 181,725 人	13,943 円	9,800 円	5.07 %	3.57 %
300人以上 計	1,299 組合 2,268,187 人	17,330 円	11,796 円	5.14 %	▲ 187 円 ▲ 0.21 ポイント	1,268 組合 2,417,416 人	17,226 円	11,983 円	5.39 %	3.73 %
300~999人	844 組合 454,300 人	15,716 円	11,168 円	5.15 %	▲ 240 円 ▲ 0.05 ポイント	810 組合 439,332 人	15,475 円	10,928 円	5.26 %	3.72 %
1,000人~	455 組合 1,813,887 人	17,715 円	11,953 円	5.14 %	▲ 264 円 ▲ 0.25 ポイント	458 組合 1,978,084 人	17,613 円	12,217 円	5.42 %	3.73 %

②個別賃金方式 (組合数による単純平均)

個別賃金方式	2026回答 (2026年6月4日公表)				引上げ額/率 昨年対比	2025回答 (2025年6月5日公表)			
	集計組合数 集計組合員数	引上げ額 引上げ率	改定前水準 到達水準			集計組合数 集計組合員数	引上げ額 引上げ率	改定前水準 到達水準	
A方式35歳	230 組合 102,381 人	10,332 円 3.58 %	288,291 円 298,623 円	▲ 847 円 ▲ 0.43 ポイント	217 組合 97,289 人	11,179 円 4.01 %	278,447 円 289,574 円		
A方式30歳	240 組合 132,150 人	10,124 円 3.85 %	262,994 円 273,118 円	▲ 581 円 ▲ 0.31 ポイント	224 組合 112,282 人	10,705 円 4.16 %	257,633 円 268,337 円		
A方式その他	66 組合 170,746 人	13,773 円 4.20 %	328,149 円 341,922 円	▲ 2,145 円 0.43 ポイント	95 組合 210,550 人	11,628 円 3.77 %	308,682 円 320,620 円		
B方式35歳	179 組合 95,530 人	15,628 円 5.44 %	287,128 円 302,753 円	▲ 1,149 円 ▲ 0.65 ポイント	176 組合 95,052 人	16,777 円 6.09 %	275,320 円 292,097 円		
B方式30歳	159 組合 53,445 人	16,734 円 6.57 %	254,827 円 271,540 円	▲ 1,089 円 ▲ 0.76 ポイント	140 組合 42,310 人	17,823 円 7.33 %	242,990 円 260,814 円		
C方式35歳	95 組合 141,100 人		316,633 円 332,092 円		117 組合 278,736 人		311,430 円 326,015 円		

【注】 A方式：特定した労働者（たとえば勤続17年・年齢35歳生産技術職、勤続12年・年齢30歳事務技術職）の前年度の水準に対して、新年度該当する労働者の賃金をいくらか引き上げるか交渉する方式。この部分を連合は「純ベア」と定義した。
 B方式：特定する労働者（たとえば新年度勤続17年・年齢35歳生産技術職）の前年度の賃金に対し、新年度（勤続と年齢がそれぞれ1年増加）いくらか引き上げるかを交渉する方式。
 C方式：個別銘柄で、引き上げ後の水準をいくかに要求する方式。



2026年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況[了承・妥結合](加重平均)

2026年5月27日

[第1回集計]

(一社)日本経済団体連合会

業種	2026年			2025年	
	社数	回答・妥結額	アップ率	妥結額	アップ率
	社	円	%	円	%
非鉄・金属	8	22,466	6.48	20,796	6.21
食品	6	20,011	5.32	19,933	5.46
繊維	12	20,707	5.72	19,901	5.69
紙・パルプ	5	17,860	5.39	17,578	5.55
印刷	2	23,445	6.81	18,458	5.59
化学	19	20,707	5.66	20,868	5.96
鉄鋼	9	17,047	4.73	20,043	5.79
機械金属	4	22,131	6.12	21,484	6.21
電機	9	(従) 19,730	5.16	(従) 18,946	5.14
自動車	10	18,103	4.94	17,780	5.02
造船	3	16,136	4.45	21,003	6.05
建設	3	(従) 43,922	7.63	(従) 32,533	5.85
商業	3	(従) 16,210	3.91	(従) 15,368	3.73
鉄道	3	(従) 19,461	5.44	(従) 19,173	5.47
運輸	1	—	—	—	—
情報通信	4	24,000	8.28	23,900	8.24
航空	1	—	—	—	—
金融・保険	1	—	—	—	—
総平均	103	19,964 (19,679)	5.46 (5.49)	19,356 (19,319)	5.45 (5.59)
製造業平均	87	19,378 (19,254)	5.29 (5.43)	19,112 (19,139)	5.39 (5.62)
非製造業平均	16	21,341 (21,992)	5.85 (5.78)	19,976 (20,297)	5.60 (5.43)

- (注) 1)調査対象は、原則として従業員500人以上、主要23業種大手248社
 2)21業種153社(61.7%)の回答を把握しているが、うち50社は平均金額不明などのため集計より除外
 3)平均欄の()内は一社あたりの単純平均
 4)(従)は従業員平均の数値を含む
 5)集計社数が2社に満たない場合など数字を伏せた業種があるが、平均には含まれる
 6)上記回答・妥結額は、定期昇給(賃金体系維持分)等を含む
 7)2025年の妥結額とアップ率は、2026年の集計企業の数値(同対象比較)

富山労働局発表
令和8年6月30日(火)

【照会先】 富山労働局 職業安定部 職業安定課
課長 長 萩沢 正明
課長 補佐 押野 純
地方労働市場情報官 江幡 綾子
電話 076(432)2782

富山労働市場ニュース(令和8年5月)

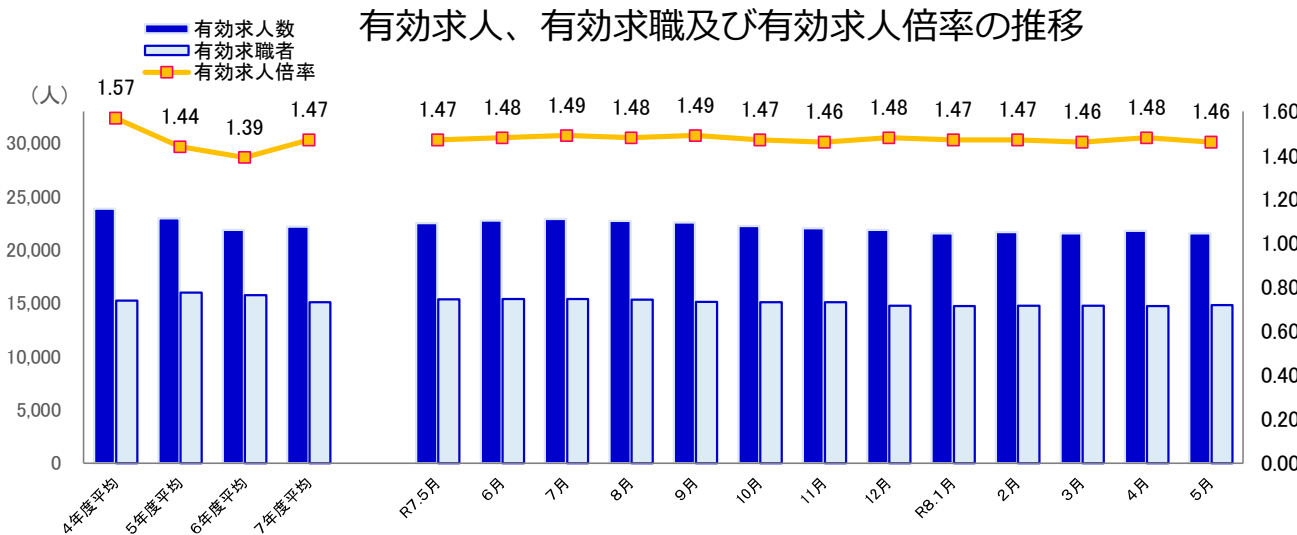
○ 有効求人倍率〔受理地別・季節調整値〕の状況

- ・有効求人倍率 1.46倍 (前月1.48倍) 前月より0.02ポイント低下 (2か月ぶり低下)
- ・有効求人数 21,570人 (前月21,788人) 前月より1.0%減少 (2か月ぶり減少)
- ・有効求職者数 14,820人 (前月14,762人) 前月より0.4%増加 (2か月ぶり増加)

○ 新規求人倍率〔受理地別・季節調整値〕の状況

- ・新規求人倍率 2.28倍 (前月2.40倍) 前月より0.12ポイント低下 (2か月連続低下)

雇用情勢は、求人が求職を上回って推移している。ただし、物価上昇・中東情勢等が雇用に与える影響に引き続き注意する必要がある。



有効求人数、有効求職者数、求人倍率の推移

	4年度平均	5年度平均	6年度平均	7年度平均	R7.5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R8.1月	2月	3月	4月	5月	対前月比
有効求人数	23,870	22,975	21,902	22,180	22,524	22,751	22,897	22,715	22,567	22,265	22,026	21,898	21,574	21,677	21,568	21,788	21,570	▲ 1.0
有効求職者数	15,240	15,995	15,750	15,085	15,368	15,385	15,384	15,340	15,126	15,114	15,091	14,780	14,721	14,765	14,768	14,762	14,820	▲ 0.4
有効求人倍率	1.57	1.44	1.39	1.47	1.47	1.48	1.49	1.48	1.49	1.47	1.46	1.48	1.47	1.47	1.46	1.48	1.46	▲ 0.02
新規求人倍率	2.44	2.32	2.30	2.38	2.49	2.40	2.43	2.41	2.40	2.31	2.39	2.35	2.37	2.25	2.41	2.40	2.28	▲ 0.12

(注) 1. パートタイム関係取扱数を含み、新規学卒者を除く。
 2. 年度平均は原数値で、月別の数値は季節調整値である。
 3. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和7年12月以前の数値は、令和8年1月分公表時に新季節指数により改定されている。
 4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。
 5. 過去の求人数、求職者数等の訂正情報については、厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/114-1-seigo.html>)及び政府統計の総合窓口e-Statホームページ(<https://www.e-stat.go.jp/>)をご覧ください。



管内経済情勢報告

【概要資料】

〔管内経済の概況〕

北陸財務局管内(石川県、富山県、福井県)の最近の経済動向をみると、持ち直している。

(総括判断のポイント)

※前回1月判断を据置き

個人消費は、百貨店・スーパー販売が緩やかに回復しつつあるほか、ドラッグストア販売が拡大していることなどから、全体では「緩やかに回復しつつある」。生産活動は、生産用機械が弱含んでいるものの、化学が回復しているほか、電子部品・デバイスが持ち直しつつあることなどから、全体では「緩やかに持ち直しつつある」。雇用情勢は、「緩やかに持ち直している」。

【先行き】

○ 雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、持ち直していくことが期待されるものの、中東情勢や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

【総括判断】

項目	令和8年1月	令和8年4月	前回との比較
総括判断	持ち直している。	持ち直している。	→

【主要項目の判断】

項目	令和8年1月	令和8年4月	前回との比較
個人消費	緩やかに回復しつつある。	緩やかに回復しつつある。	→
生産活動	緩やかに持ち直しつつある。	緩やかに持ち直しつつある。	→
雇用情勢	緩やかに持ち直している。	緩やかに持ち直している。	→

令和8年4月
財務省 北陸財務局

お問合せ先
財務省 北陸財務局 経済調査課
TEL (076) 292-7858

令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理

令和8年6月23日

1 令和7年度の地域別最低賃金の審議結果と課題

令和7年度の地域別最低賃金については、令和7年9月5日までに全ての地方最低賃金審議会で答申が出され、全国加重平均で1,121円、過去最大66円の引上げとなった。

令和7年度は、中央最低賃金審議会において、A・Bランク63円、Cランク64円と、昭和53年度に目安制度が始まって以降、最も高い引上げ額の目安（以下「目安額」という。）が提示された。また、この目安額を踏まえ、地域ごとに異なる経済状況等も考慮の上、各地方最低賃金審議会における審議の結果、39道府県で目安額を上回る答申が出され、うち11県では、目安額を10円以上上回る高い引上げ額となった。

また、発効日についても、11月以降を発効日とする地域が27府県に達し、令和8年1月1日以降を発効日とする地域も6県あった。

これら令和7年度の地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえると、

- ・ 目安額を大幅に上回る答申は、近隣県等との競争や最下位回避の意識の下、地域の実態と乖離した引上げとなったのではないかといった、審議に対する疑義がメディア等から呈されたこと
- ・ 地域ごとに発効日に大きなばらつきが生じ、一時的に地域間格差が拡大するほか、年度ごとに発効時期が大幅に変動することで、労使双方の予見可能性が損なわれるおそれがあること

等の課題があったと考えられる。

そこで、今般、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会（以下「全員協議会」という。）」において、令和8年度以降の審議に向けて、主にこれら2つの事項について課題の整理と対応方針の整理を行うこととした。

2 近隣県等との過度な競争意識や最下位回避の意識による地域の実態と乖離した引上げについての考え方

(1) 課題

- 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第2項において、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」と規定されており、法定3要素のデータに基づく審議が原則である。また、「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」（令和5年4月6日）においても、「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導

くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであることについて合意が得られた」とされたところ。

- 一方で、令和7年度の地方最低賃金審議会では、近隣県等の答申が出た後で審議を行うために、審議会日程を後ろ倒しにする動きも一部に見られ、近隣県等や同じランク内での過度な競争意識や最下位回避の意識の中で、高い引上げ額となったのではないかと指摘がある。
- また、全員協議会の議論の中では、目安額に大幅な上乘せをする地域が多数生じる状況が今後も続くのであれば、目安制度の在り方自体を議論する必要があるのではないかと、この意見もあった一方、これらの審議結果の背景には、目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の特別な対応として、補助金等による政府の支援が示されたことなど、令和7年度の特事情があったのではないかと、この意見も出された。

(2) 対応方針

- 令和5年に開催された全員協議会では、「最低賃金法第9条第2項¹の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであること」を確認し、合意が得られたところであり、今後も、この基本的な考え方に基づいて、中央及び地方最低賃金審議会での審議を行うべきである。
- とりわけ、近隣県等との金額のみの比較だけで当該地域の最低賃金額を決めることや、最下位を避けたいという動機から、地域の実態と乖離した引上げ額を導き出すことは適切でなく、法定3要素のデータを総合的に考慮して地域別最低賃金額を決定すべきである。
- 審議の結果、示された最低賃金額だけを捉えて「高すぎる」「低すぎる」との批判が生じることは適当でなく、目安額に大幅な上乘せをするのであれば、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で明らかにすべきである。
- なお、令和7年度の審議では、一部で、地方最低賃金審議会の開催を予定していたものの、審議せずに審議日程を延期する動きも見られたが、これが仮に他地域の審議結果のみをもって当該地域の最低賃金額を決めたいとの意向によるものだとすれば、法定3要素のデータに基づく審議という最低賃金額の決め方そのものへの疑義を生じかねないことに留意が必要である。
- また、特に前年度、例年以上に高い引上げを行った場合、翌年度の審議では、その影響等を公労使委員間で確認した上で、当該年度の審議を行うべき

¹ 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。(最低賃金法第9条第2項)

である。

- 地方最低賃金審議会において、総合指数など様々な指標を活用し、全国における当該地域の位置づけを踏まえて地域別最低賃金額を決める事例も見られる。総合指数などの様々な指標を活用することは、地域の法定3要素の状況を勘案する際の一つの方法だと考えられるが、可能な限り最新のデータを用いて、法定3要素それぞれのデータを確認すべきである。その上で、他地域との比較を行う上では、当該地域の日本全体での位置づけを総合的に考慮すべきである。
- また、中央最低賃金審議会で用いられた指標のうち、一部について都道府県別データがなく、地方最低賃金審議会委員が対応に苦慮しているという意見があった。厚生労働省は、当該年度の中央最低賃金審議会の審議で用いたデータのうち、都道府県別データがないものについて、利用可能な資料やデータの参考事例等の丁寧な情報提供に努めることとする。

3 発効日についての考え方

(1) 課題

- 金額改正の発効日について、最低賃金法第14条第2項では、「公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から」とされている。従前は、多くが「公示日から起算して30日を経過した日」から発効する法定発効であり、指定日発効について議論するケースは少なかった。
- 令和7年度は、中央最低賃金審議会の「令和7年度地域別最低賃金額改定の日安に関する公益委員見解」（令和7年8月4日）に「引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行う」との記載が盛り込まれた。これを踏まえ、地方最低賃金審議会でも、引上げ額だけでなく発効日についても議論が行われた結果、特に、中央最低賃金審議会が示した目安額に10円以上の上乗せをするなど、地域別最低賃金額の大幅な引上げがあった11県において、指定日発効とした結果、発効日が例年に比べ大幅に後ろ倒しされる傾向が見られた。
- 令和7年度は指定日発効が急増し、過半数の27府県で11月以降の発効となったほか、10月1日発効の栃木県から令和8年3月31日発効の秋田県まで発効日に大きなばらつきが生じた。
- さらに、6県において発効日が令和8年1月以降となったが、これらの県では、地方最低賃金審議会において、
 - ・地域別最低賃金引上げに伴う影響率が他地域と比べて高いこと
 - ・これまで目安額どおりの引上げが続いてきたことから、令和7年度の大幅引上げは県内企業にとってインパクトが大きいことなどの点について公労使委員間で議論が行われた結果、発効日が例年と比べて

大幅に後ろ倒しされることとなったものである。

- 一方で、地域間の発効日の極端なばらつきは、最低賃金制度の全国的な整合性の観点のほか、一時的に地域間格差が拡大することや、仮に年度ごとに発効時期が大幅に変わるのであれば、労使双方の予見可能性を損なうおそれがあることなどの課題があるものと考えられる。
- 発効日の在り方については、一部の地方最低賃金審議会から、
 - ・ 地方に委ねることなく、法律の中立性、斉一性を踏まえ、中央において責任をもって結論を導き出すよう要望する
 - ・ 中央最低賃金審議会において、発効日の在り方や留意すべき点などについて考え方を示した上で、地方最低賃金審議会において議論を深めることが適当である
 - ・ 発効日の後ろ倒しを当該地域のみで実施した場合、他地域とのバランスの問題が生じるため、制度改正を含め、中央最低賃金審議会で議論すべき等の意見や要望が出されている。
- 全員協議会の議論において、次のような課題意識が示された。
 - ・ 地方から、発効日をどのように決めれば良いのか分からないという声が多く上がっており、一定の目安を示してほしいという意見も聞かれる。地方最低賃金審議会の委員が考えるべき方向性や考慮要素をある程度明確に示す必要があるのではないか。
 - ・ 発効日の決め方について、地方最低賃金審議会の委員の中に迷いや混乱が生じているように思う。中央最低賃金審議会として地方最低賃金審議会に対し、期待していることをメッセージとして改めて示すべきではないか。
 - ・ 「支払い準備」の解釈が過度に柔軟に広がると発効日の後ろ倒しの歯止めがきかなくなるため、一定程度定義し、メッセージとして発出する必要があるのではないか。

(2) 発効日の後ろ倒しの背景と影響の確認

- 地域の実情を把握するため、まずは令和7年度の審議において、越年発効となった6県を含め発効日が後ろ倒しとなった府県の背景と賃上げへの影響を確認した。
(越年発効となった背景)
- 越年発効となった背景については、参考資料1のとおり、県により様々ではあるものの、熊本県を除く5県が、高い引上げ額に言及していた。
(発効日の後ろ倒しや越年発効の影響(企業や事業所への調査))
- 発効日が越年した県における求人賃金の状況について、ハローワークで受理したパートタイムの新規求人賃金を用いて確認したところ、3月発効の群

馬県・秋田県の両県において、令和7年度改定後の地域別最低賃金額を下回る求人割合（未達求人割合）は、令和7年7月時点では約6割（群馬県：54.0%、秋田県：66.0%）であったところ、同年12月時点で約4割に減少し、令和8年1月時点で3割弱、2月時点で約1割となった（参考資料2）。

同じ企業を対象に継続して調査したものではないことに留意が必要であるが、本データを令和7年7月の未達求人割合に対する各月の未達求人割合の比率で見ると、群馬県（令和8年3月1日発効）の場合、令和7年12月で約7割（70.7%）、令和8年1月で5割、令和8年2月で1割弱（8.3%）に、秋田県（令和8年3月31日発効）の場合、令和7年12月で6割強（62.6%）、令和8年1月で約4割（40.6%）、令和8年2月で3割弱（28.9%）、令和8年3月に5%台（5.6%）となった。なお、本データはハローワークで受理した新規求人賃金に関するものであり、求人を出した企業が自社従業員の最低賃金近傍労働者の賃上げを行った時期を表したものではないことに留意する必要がある。

- 発効日が例年より後ろ倒しされたことの中小企業への影響に関して、独立行政法人労働政策研究・研修機構の調査を用いた厚生労働省の集計によると、必ずしも地域別最低賃金額の改定による賃上げではない点に留意が必要²だが、令和7年度の地域別最低賃金の発効日が例年より後ろ倒しされ令和7年11月から令和8年3月までの間であった27府県に本社のある中小企業のうち、約8割の企業が「賃金の引上げ時期に影響はない」と回答した一方、約2割の企業は「引上げ時期を遅らせた（遅らせる予定である）」と回答し、その割合は発効日が遅いほど高くなった。また、発効日が後ろ倒しされたことによる企業経営等への様々な影響について、約8割の企業が「特に影響はない」と回答した一方、約1割の企業は「賃金引上げに向けて準備期間が確保できた」と回答し、同じくその割合は発効日が遅いほど高くなった。（参考資料3）
- さらに、令和7年度の地域別最低賃金の発効日が令和8年1月から3月までの間であった6県の労働局において、地域別最低賃金の引上げの影響率が高い6業種³の中小企業・小規模事業者に対し、発効日が後ろ倒しになったことによる賃上げ時期への影響や、その受止め等についてヒアリングを行った。発効日の後ろ倒しを踏まえて賃上げ時期を遅らせたか否かについては、いずれの県でも、「例年より遅らせた」とする事業者もいれば「例年どおり」とする事業者もいた。「遅らせた」事業者の理由として、「賃上げ原資の確保」等

² 発効日が例年より後ろ倒しされたことの労働者への影響に関する厚生労働省の委託調査についても同様の点に留意が必要

³ ①製造業②運輸業・郵便業③卸売業・小売業④宿泊業・飲食サービス業⑤生活関連サービス業・娯楽業⑥サービス業（他に分類されないもの）

の準備期間のほか、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答も多くあった。一方、「例年どおり」とする事業者の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」との回答が多く、他に、「10月発効の他県の支社と合わせて賃上げを行った（福島県、飲食業等）」、「四国4県に支社があるので、一番早いところに合わせて賃上げしている（徳島県、運輸業）」、「（賃上げ時期に期限のある）県の補助金を利用するため（群馬県、製造業）」、「これまでと同じ時期に賃上げがあるという労働者の期待があった（福島県、運輸業）」などの回答があった。また、発効時期が例年より後ろ倒しされたことの受止めとして、「賃上げ原資の確保などの準備期間を確保することができた（熊本、生活関連サービス業）」、「人件費を削減できてありがたい（群馬、小売業等）」などの意見がある一方で、「3月末まで遅らせる必要はなく、10月末や11月初旬であれば準備は整う（秋田、飲食業）」、「他県から大幅に遅れるのは問題。地域内の事業所が足並みをそろえて賃上げできるようにした方が良い（徳島県、サービス業）」などの意見があった。（参考資料4）

（発効日の後ろ倒しや越年発効の影響（労働者への調査））

- 他方、発効日が例年より後ろ倒しされたことの労働者への影響に関して、厚生労働省の委託調査によれば、令和7年度の地域別最低賃金の発効日が令和8年1月から3月までの間であった6県に主な仕事の勤務先がある最賃近傍雇用者（ここでは、時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者を指す。）のうち、約4割の労働者が「例年と変わらない時期に時間あたりの賃金の上昇があった」と回答した一方、3割台半ばの労働者が「遅れた」と回答した。また、地域別最低賃金の引上げ時期が遅れたことによる影響について、6割台半ばの労働者が「特に影響はなかった」と回答した一方、約2割の労働者が「時間あたり賃金が上昇する時期が遅れたため、仕事に対するモチベーションが下がった」、約1割の労働者が「時間あたり賃金が上昇する時期が遅れたため、家計に悪影響が生じた」と回答した。（参考資料5）
- また、同調査において、過去1年間で時間当たり賃金が増えた最賃近傍雇用者について、賃金が増えた時期を確認したところ、「わからない」を除いて、「2025年10月」が3割台半ばと最も多く、「2026年4月」が1割台半ばと次いで多かった。これを令和7（2025）年度の地域別最低賃金の発効日別にみると、令和8（2026）年1月に発効した4県に勤務地のある者では「2026年1月」が4割弱と最も多く、令和8年3月に発効した2県に勤務地がある者では「2026年4月」が約3割と最も多く、「2026年3月」が3割弱と次いで多くなった。（参考資料6）

(3) 全員協議会における議論

- 発効日は、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項に「公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）」とされている。
- こうした中で、望ましい発効日の時期や地方最低賃金審議会での審議における考慮要素等に関しては、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるという地域別最低賃金の改定の趣旨を踏まえると、引上げ額と引き換えに発効日が後ろ倒しされるのは本末転倒であり、早期発効が重要であるという意見があった。また、法定発効が基本であり、指定日発効は特別な理由がある場合に限り公労使で十分に議論した上で決定することを明確にすべきという意見があった。さらに、就業調整の問題など他制度の課題を最低賃金法の枠組みの中に持ち込むことは、最低賃金法の本来の趣旨を歪めるおそれもあるため、できる限り最低賃金法の目的に即して運用することが望ましいとの意見があった。
- 他方で、特に令和7年度においては、事業者の予想を大きく上回る高い引上げ幅となった地域もある中で、発効日が後ろ倒しされたことは、企業にとって、賃金原資の確保、給与規程の見直し、就業調整の抑制等の観点から一定の意義があったと考えられるという意見があった。また、発効日のばらつき自体が直ちに問題なのではなく、決定理由についての議論と説明が不十分だった点に課題があり、引上げ額と同程度の重みをもって発効日についても議論を尽くし、その理由を対外的に丁寧に説明することで納得性を高めることが重要であるという意見があった。さらに、地方最低賃金審議会が発効日について議論されたことは大きな進展だが、年度ごとに発効日が大幅に変動すると、労使ともに予見可能性を欠くとともに、年度によっては次の発効日までの期間が短くなることによるデメリットについても踏まえるべきであるという意見もあった。
- さらに、引上げ額と発効日の関係について、次の意見があった。
 - ・ 地方最低賃金審議会の審議では、金額と発効日を分けて議論するプロセスを踏むべきである。最低賃金法上も、地域別最低賃金額の決定原則（第9条第2項）と発効時期の規定（第14条第2項）が明確に分けられている。
 - ・ 中央最低賃金審議会の「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」（令和7年8月4日）で「引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行う」と示した趣旨は、発効日を交渉材料にして良いということではなく、引上げ額についてしっかり議論し、引上げを着実に実行できる発効日を地方最低賃金審議会の公労使委員間であわせて議論して決めてほしいという趣旨である。

- ・発効日の設定次第で、額では最下位を回避しつつ、企業側の準備期間を確保するなど、発効日がいわば「交渉材料」として扱われている。発効日が後ろ倒しされることで、名目の引上げ額と実際の引上げ効果との乖離が生じる状況となることは共通の認識とすべきである。物価上昇局面で発効日が遅れると、実質的な引上げ効果は更に低くなる。

(4) 対応方針

- 公労使委員それぞれが、発効日が引上げ額との間で「交渉材料」となっていることへの課題意識や、地方最低賃金審議会における公労使委員間の建設的な議論につながる基盤や指針を示すべきではないかとの認識を示した。そこで、議論を踏まえて、発効日の在り方について、次の基本的考えを確認した。
 - ・発効日は、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項に「公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）」とされており、指定日発効⁴とする場合は、その必要性について広く理解を得られるかなどの観点から、各地方最低賃金審議会の公労使委員間で、十分に議論して決定すること。
 - ・発効日について、大幅な引上げ額を確保するための過度な交渉材料とするべきではない。発効日に関する主な考慮要素として、全員協議会で示された課題、労働者の生活や企業経営に与える影響、例えば災害など様々な地域の事情について、公労使委員間で十分に議論した上で、発効日について判断すること。特に企業の支払いのための準備期間を主な理由として指定日発効とする場合、企業が賃金原資の確保や給与規程の見直し等に要する具体的な期間について、公労使委員間で十分に議論を行うこと。また、指定日発効とする場合には、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で、できる限り明らかに示した上で決定すべきこと。
 - ・指定日発効とした地方最低賃金審議会においては、その影響等を把握した上で、翌年度の審議を行うべきであること。

4 その他

その他、ランク区分の見直しや、EU指令についての考え方に関して、委員から以下のような意見が出された。

⁴ 曜日の都合等により1日～数日程度ずらすようなケースは除く。

(1) ランク区分の見直し

- 今後の議論に向けて次のような意見が出されたが、一定の時間をかけて議論を尽くす必要があるとされた。
 - ・現在のランク区分は、額差の幅が大きいBランクと、ほとんど幅のないCランクという構造になっており、目安の示し方として、現在のABC区分が妥当なのか改めて検討の余地がある。次の見直しでは、現在のABC区分を前提とした入替えにとどまらず、ランク制度のフレームそのものの在り方について幅広く検討する必要がある。
 - ・ランク区分そのものが、地域間格差を生む一つの要因になっている側面がある。次の見直しでは、どのような指標や考え方に基づいてランクを区分するか、その手法自体についても検証する必要がある。

(2) EU指令についての考え方

- 今後の議論に向けて次のような意見が出されたが、一定の時間をかけて議論を尽くす必要があるとされた。
 - ・EU指令で示された賃金の中央値の60%や平均値の50%等の水準について議論する際は、均等待遇の見地から、所定内給与だけでなく特別給与も加味して見る必要がある。
 - ・物価や賃金が大きく変動する時代における合理性のある最低賃金の水準について、労働者の生計費や通常の事業の賃金支払能力の観点から、名目上の水準値がどれほど実質的な意味を持つのかについて、今後の議論の中で意識する必要がある。
 - ・日本と諸外国の賃金制度の違いや、OECDによる国際比較において各国のデータに含まれる賃金の範囲等を精査した上で議論を尽くす必要がある。

5 今後の取組について

- 中央最低賃金審議会は地方最低賃金審議会に対し、令和8年度以降、2及び3の考え方を踏まえた審議を行うことを要望する。
- 4(1)及び(2)について、全員協議会で引き続き議論を行うことで合意した。

発効日を令和8年1月1日以降に指定した県の根拠

都道府県名	発効日指定の根拠
秋田県 (令和8年3月31日) 【1,031円、 +16円(+8.4%)】 (参考) 影響率：29.3%	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度の引上げ額は県内企業にとって予想を大きく上回るものであることや、<u>最賃引上げの影響率は全国でも高い水準にあり(令和6年度全国3位)、令和7年度の引上げで更に影響率が高まる</u>ことが想定。 ・このような状況から、<u>企業の準備期間を十分に確保する必要性が他県と比較しても高く、制度上可能な最大限の準備期間を確保。</u>
群馬県 (令和8年3月1日) 【1,063円、 +15円(+7.9%)】 (参考) 影響率：18.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで目安を大幅に超える改定を行っていなかったことを受け、<u>企業の準備期間を十分確保する必要性がある一方、企業における給料の締め日の状況や「1日」という県民への分かりやすさの観点</u>を踏まえて、<u>最大限の準備期間を確保。</u>
福島県 (令和8年1月1日) 【1,033円 +15円(+8.2%)】 (参考) 影響率：21.9%	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に例を見ない大幅な引上げであること、<u>官公需を含めた価格転嫁などの見直しが必要になること、年内発効とした場合、11～12月に「年収の壁」を超えないための働き控えが生じかねないことから、1月1日発効としたもの。</u>
徳島県 (令和8年1月1日) 【1,046円 +3円(+6.7%)】 (参考) 影響率：27.4%	<ul style="list-style-type: none"> ・2年間で150円という全国でも例のない大幅引上げとなるため、<u>十分な準備期間を確保する必要があること、年内発効とした場合、11～12月に「年収の壁」を超えないための働き控えが生じかねないことから、1月1日発効としたもの。</u>
熊本県 (令和8年1月1日) 【1,034円、 +18円(+8.6%)】 (参考) 影響率：21.6%	<ul style="list-style-type: none"> ・8月10日からの大雨で県内に大きな被害が生じたため、使側は復旧に時間を要するとして令和7年度は例年よりも指定日発効を強く要望した。労側は当初、最賃と今回の大雨被害は別の問題として早期発効を求めたものの、<u>被害状況を踏まえて令和7年度に限った特殊事情として最終的に同意し、答申時期も考慮して発効日を1月1日とすることで労使が合意。</u>
大分県 (令和8年1月1日) 【1,035円、 +17円(+8.5%)】 (参考) 影響率：27.6%	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度の引上げ額は県内企業にとって予想を大きく上回るものであること、<u>最賃引上げの影響も令和6年度時点で27.6%と高い水準であったが、令和7年度の引上げで更に高まること、年内発効とした場合、11～12月に「年収の壁」を超えないための働き控えが生じかねないことから、1月1日発効としたもの。</u>

(注) 影響率は、「令和6年最低賃金に関する基礎調査」によるもので、令和6年度の各地方最低賃金審議会で使用された調査結果から算出した数値(全国平均23.2%)。事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)が調査対象。

2 発効日について

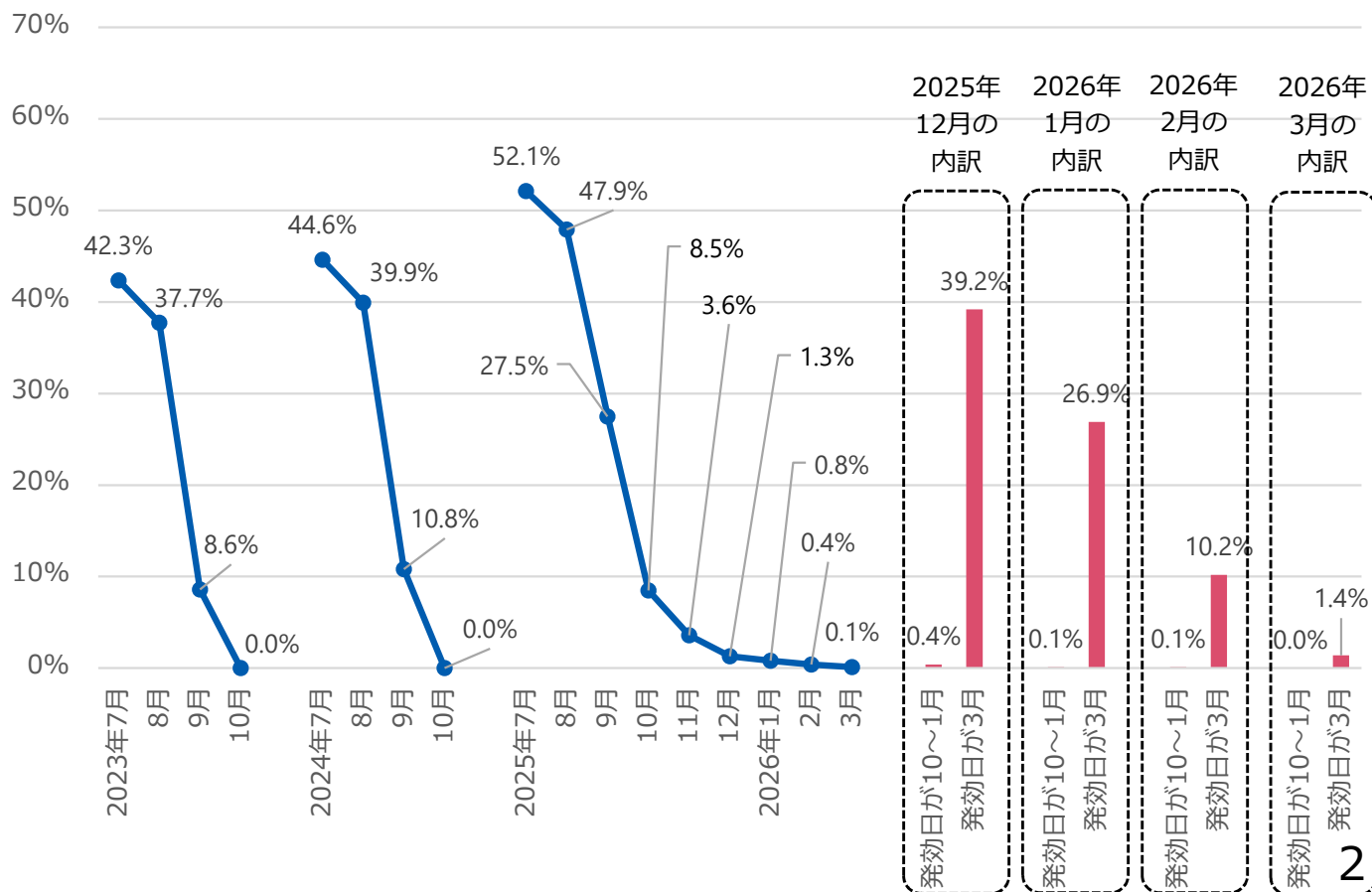
引上げ後の最低賃金を下回ることとなるパートタイム求人の割合 (2025年7月～26年3月、新規求人、一般パートタイム、全国平均)

参考資料 2

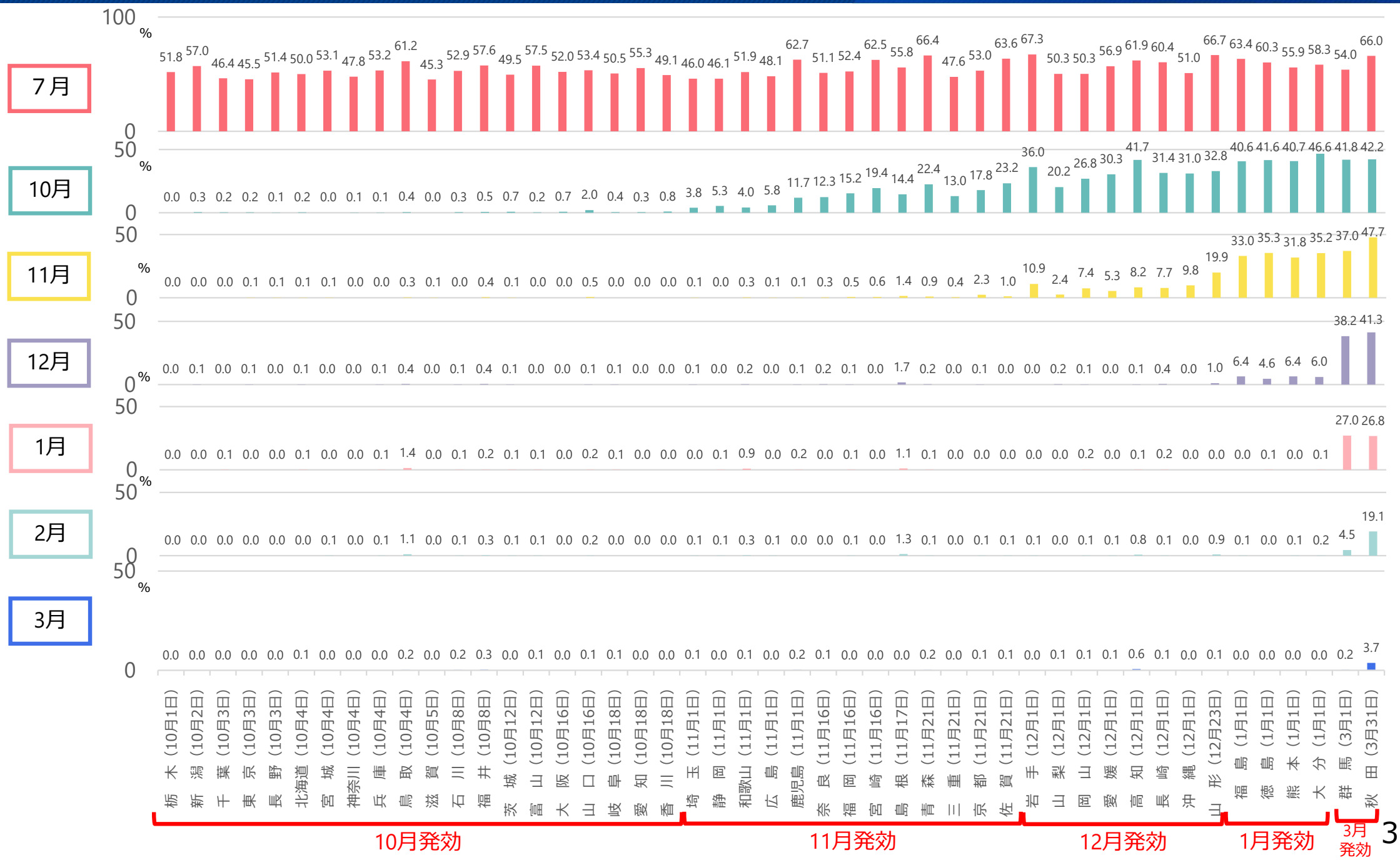
- ハローワークで受理したパートタイムの求人賃金を用いて、引上げ後の最低賃金を下回ることとなる求人の割合（以下、「未達求人割合」という。）を特別集計した。最低賃金との比較に用いる求人賃金は、各求人に記載された「支給額（基本給＋定額的に支払われる手当）」における「下限額」を用いた。
- 令和7年度の全国平均の未達求人割合は、2025年7月は52.1%、8月は47.9%、9月は27.5%、10月は8.5%、11月は3.6%、12月は1.3%、2026年1月は0.8%、2月は0.4%、3月は0.1%となっている。発効日が3月の2県の未達求人割合についてみると、2025年12月は39.2%（発効日が10～1月の45都道府県では0.4%）、2026年1月は26.9%（同0.1%）、2月は10.2%（同0.1%）、3月は1.4%（同0.0%）となっている。
- ※ 既に引上げ後の最低賃金が発効している都道府県であっても、月の後半に発効する場合や夜間の守衛など断続的労働に関する減額特例のケースも含まれることから、割合が0%になっていない場合もあることに留意。

	新規パート 求人数 (全体)	支給額(下限額) が引上げ後の最低 賃金を下回ること となる求人数
2023年7月	320,100	135,536
8月	332,922	125,572
9月	326,980	28,052
10月	361,178	351
2024年7月	322,866	144,038
8月	296,312	118,324
9月	311,026	33,628
10月	362,915	600
2025年7月	315,590	164,322
8月	277,463	132,797
9月	297,333	81,833
10月	333,179	28,240
11月	273,522	9,807
12月	295,966	3,842
うち発効日10月～1月	288,901	1,069
うち発効日3月	7,065	2,773
2026年1月	347,209	2,667
うち発効日10月～1月	338,240	253
うち発効日3月	8,969	2,414
2026年2月	308,324	1,084
うち発効日10月～1月	300,350	272
うち発効日3月	7,974	812
2026年3月	306,624	263
うち発効日10月～1月	298,527	146
うち発効日3月	8,097	117

未達求人割合(全国)の推移



2 発効日について 各都道府県の未達求人割合（%）の動向 （発効日順、求人の就業地別、2025年7月、10月～26年3月）



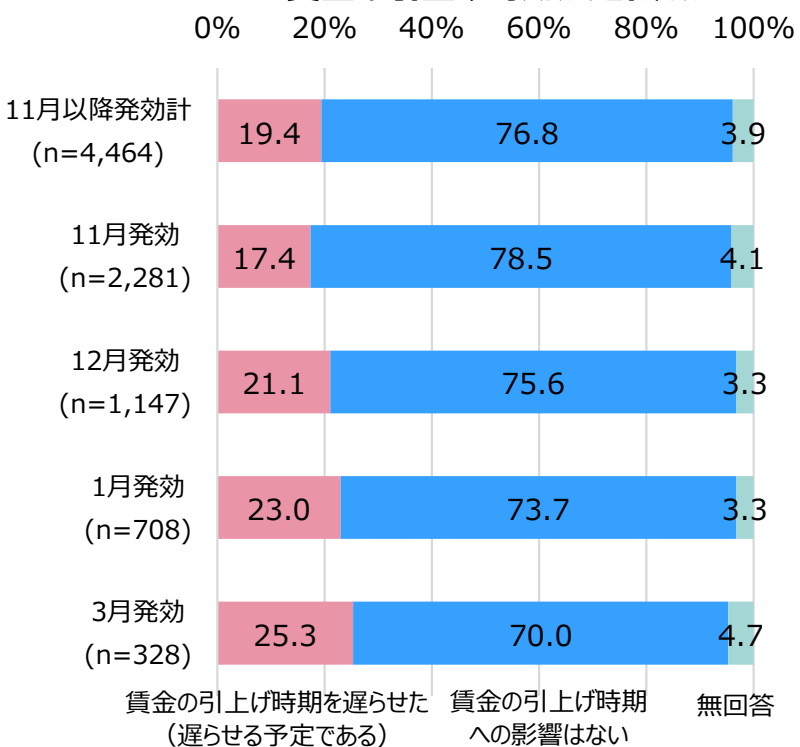
2 発効日について

2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅くなったことの中小企業への影響

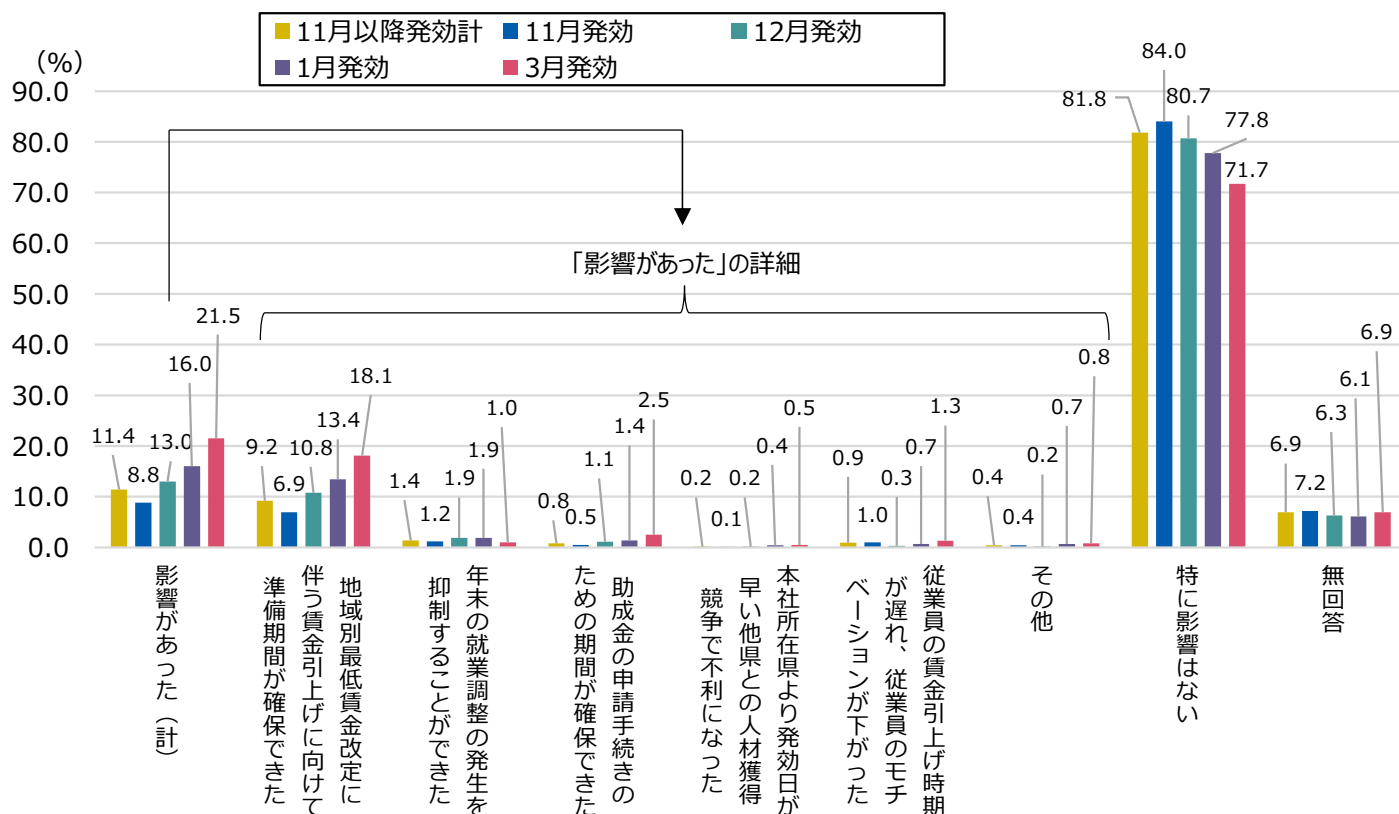
- 2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅く11月から翌3月までの間であった27府県に本社のある企業のうち、「発効日の遅れに伴い賃金の引上げ時期を遅らせた（または遅らせる予定である）」と回答した企業の割合は約2割であり、その割合は、発効日が遅いほど高い。
- 発効日が遅くなったことによる影響については、約8割の企業が「特に影響はない」と回答した。「影響があった」と回答した企業は約1割であり、発効日が遅いほどその割合は高い。何らかの影響があったと回答した企業の中では、「賃金引上げに向けて準備期間が確保できた」と回答した企業が全体の約1割と最も多く、さらに、発効日が遅いほどその割合は高い。

発効日が遅くなったことに伴い

賃金の引上げ時期が遅れたか



発効日が遅くなったことによる影響（複数回答）



（資料出所） JILPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」（2025年）の速報値をもとに、厚生労働省労働基準局で作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。

調査対象は従業員規模1人以上300人未満の企業。調査期間は2026年1月23日～2月20日（3月末までに到着した調査票を集計）。

（注）集計対象企業（8,754社）のうち、本社所在地が、2025年度の地域別最低賃金の発効日が2025年11月1日以降であった、青森、埼玉、静岡、三重、京都、奈良、和歌山、島根、広島、福岡、佐賀、宮崎、鹿児島（以上、11月発効）、岩手、山形、山梨、岡山、愛媛、高知、長崎、沖縄（以上、12月発効）、福島、徳島、熊本、大分（以上、1月発効）、秋田、群馬（以上、3月発効）のいずれかである企業（4,464社）について集計。「発効日が遅くなったことによる影響（複数回答）」（右図）の「影響があった（計）」は、合計から「特に影響はない」と「無回答」を控除したもの。

なお、「発効日が遅くなったことに伴い賃金の引上げ時期が遅れたか」の「賃金の引上げ時期への影響はない」は、必ずしも、最低賃金の改定による賃上げではない点に留意が必要。

- 発効日が越年した6県（秋田、群馬、福島、徳島、熊本、大分）において、最低賃金引上げの影響率が高い6業種（※）の従業員数概ね300人未満の中小・零細事業者（又は各事業所の人事労務責任者）に対し、発効日が後ろ倒しされたことによる賃上げへの影響等についてヒアリングを行った（1県当たり30～40事業所）。

（※）①製造業、②運輸業・郵便業、③卸売業・小売業、④宿泊業・飲食サービス業、⑤生活関連サービス業・娯楽業、⑥サービス業（他に分類されないもの）

秋田県（発効日：令和8年3月31日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模20～49人、50～99人の事業所を中心に、約40の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」とする事業所の理由として、「賃上げ原資の確保」等の準備期間のほか、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答も複数あった。
- 賃上げ時期を遅らせたメリットとして、準備期間のほか、「約半年分、賃上げ分の支払いがなかったことはありがたい（生活関連サービス業・娯楽業）」、「業績の低迷を抑えられた（同）」等の意見があった。また、「価格転嫁がすぐにできない業種なので、準備期間が長く取れてよかった（運輸業）」等の意見もあった。
- 一方で、「例年遅れると、県内でも体力のある企業とそうでない企業に差が生じ、体力のない企業はますます採用が厳しくなる（宿泊業）」など、メリットとともにデメリットを指摘する意見もあった。
- 「例年どおり」とした事業所は、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする答えが多かった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「引上げ幅が大きいため、（発効日が後ろ倒しになったことで）対策を取ることができた（生活関連サービス業）」とする意見がある一方で、「3月末まで遅らせる必要はなく、10月末や11月初旬であれば準備は整う（飲食業）」、「令和8年度の発効時期を考えると、3月末まで遅らせる必要はなかった（卸売業・小売業）」とする意見もあった。

群馬県（発効日：令和8年3月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「1～4人」、「5～9人」の事業所を中心に、約50の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」とする事業所の理由として、「賃上げ原資の確保」等の準備期間のほか、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答も複数あった。また、「遅らせた」とする事業所の中には、「群馬県の賃上げ補助金を利用するために例年より1か月だけ遅らせた（製造業）」（※）との意見もあった。当該事業所は、「県の補助のおかげで大幅な賃上げだという気持ちにならず対策を練れた」と回答。
（※）当初、令和7年11月末までに賃上げを行った事業所が対象となっていた。
- 「例年どおり」とした事業所の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多く、ほかに、「群馬県の賃上げ補助金を利用するため（製造業）」、「早期の賃上げが社員のやる気につながる（卸売業・小売業）」などの意見があった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「人件費を削減できてありがたい（小売業等）」、「提供するサービスの単価を上げるなど賃上げ原資確保に向けた対応ができた（生活関連サービス業）」、「取引先によっては人件費上昇分の価格転嫁にすぐに対応してもらえないので、交渉期間があってよかった（製造業）」などの意見があった。一方で、「会社としては助かるが、従業員からは不満が出ると感じる（卸売業・小売業）」などの意見があった。

福島県（発効日：令和8年1月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「20～49人」、「50～99人」の事業所を中心に、約30の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」とする事業所の理由として、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答が多くあった。遅らせたメリットとして、「人件費を抑制できた」とする意見が多くあったが、「10月発効の県にも事業所があるため、会社として2度の対応が必要になった（運輸業）」ことを課題として挙げる事業所もあった。
- 「例年どおり」とした事業所については、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かったが、ほかに、「10月発効の他県の支社と合わせて賃上げを行った（飲食業等）」、「これまでと同じ時期に賃上げがあるという労働者の期待があった（運輸業）」などの意見もあった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「引上げ幅が大きかったので、（発効日まで）余裕ができたのは利点だが、10月発効の県に所在する事業所は10月に賃上げを行ったため、2度の対応が煩雑だった（運輸業）」等の意見があった。

徳島県（発効日：令和8年1月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「10～19人」、「20～49人」の事業所を中心に、約30の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」事業所の理由として、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との意見が多くあった。遅らせたメリットとして、「事務的な準備期間のほか、人件費抑制の面でも助かった（飲食業）」、「パート労働者の就業調整を避けられた（製造業）」等の意見があった。また、「県内の下請けとの関係で、1月1日の発効日に合わせて価格転嫁に応じることで（まとめて）対応した（製造業）」との意見もあった。
- 「例年どおり」とした事業所については、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かったが、ほかに、「香川が本社で四国4県に支社があるので、金額が一番高いところ、発効日は一番早いところに合わせて賃上げしている（運輸業）」との意見があった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「賃金改定の手続きに要する時間が確保できた（製造業）」、「決定から発効まで3か月程度あった方が良いので、今回の1月はよかった（運輸業）」と評価する意見があった一方で、「四国4県に支店があるため、県ごとにばらばらにならない方が良い（卸売業、小売業）」、「他県から大幅に遅れるのは問題。地域内の事業所が足並みをそろえて賃上げできるようにした方が良い（サービス業）」との意見もあった。

熊本県（発効日：令和8年1月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「10～19人」、「20～49人」、「50～99人」の事業所を中心に、約40の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」理由として、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答が多くあった。その他、「賃金規程の見直しのため（卸売業・小売業等）」や「発注先と契約料金アップの交渉を行ったため（サービス業（他に分類されないもの）」、「新年度の契約更新時に人件費等の価格転嫁を行うため、10月に賃上げすると半年分の人件費増加分を自社で先行負担する必要があるが、その先行負担分を減らすため（同）」などの回答があった。
- 「例年どおり」とする企業の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「賃上げ原資の確保などの準備期間を確保することができた（生活関連サービス業）」、「人件費支出を3か月分抑制できたため、収益にプラスとなった（小売業）」、「価格転嫁や契約見直しの準備期間を確保できた（サービス業（他に分類されないもの）」との意見があった一方で、「『最低賃金改定済み』と他県のニュースが先行して流れるので、従業員への説明が必要になった（生活関連サービス業）」などの意見もあった。
- 他県よりも後ろ倒しになったことについて、「佐賀県にも事業所があるので、発効時期を統一してほしい（運輸業）」、「（全国に店舗があるが）賃金計算は本社一括で対応するため、発効日がばらばらだと担当者の業務が煩雑になる。発効日又は月を統一してほしい（小売業）」との意見があった。

（その他）

- 発効日の周知に関して、「今回、例年の10月から後ろ倒しとなった正式な理由もよくわからない。毎年変わるなら、企業側への説明も必要ではないか（製造業）」との意見があった。

大分県（発効日：令和8年1月1日）

（ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「10～19人」、「20～49人」の事業所を中心に、約30の事業所にヒアリングを行った。

（賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」理由として、「最低賃金の発効時期に合わせた」との回答が多かったが、ほかに、「上げ幅が大きかったのでバランスを取るため全社的な賃上げを行ったことから準備期間が必要だった（製造業）」等の意見があった。
- 「遅らせた」利点として、「資金繰りなどの準備ができた（製造業）」、「（発効日の前日までが申請期限となっている）業務改善助成金を有効に活用できた（生活関連サービス業）」等の意見が出された。他方で、「（発効時期が異なる）他県にも支店があるため、従業員同士で不公平感が生まれる可能性がある（運輸業）」等の意見もあった。
- 「例年どおり」とする企業の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かった。

（発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

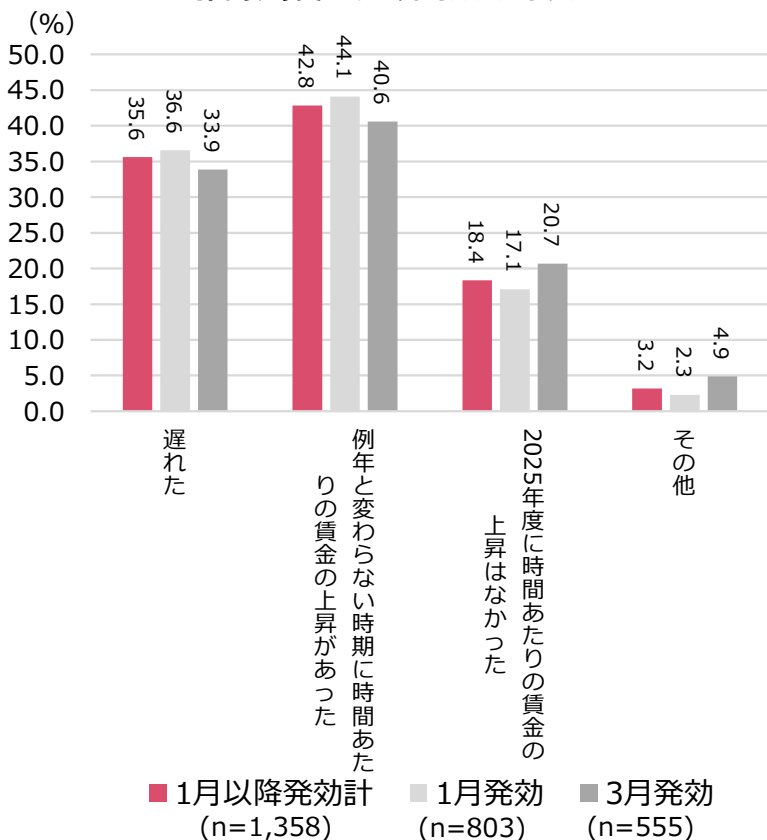
- 「利点があるので、もっと遅らせても良い（製造業）」、「上がり幅が大きいのので、中小・零細企業の資金繰りを考えると納得（製造業）」などの意見がある一方で、「他県に営業所があるので、できれば発効日は全国一律にしてほしい（運輸業）」、「（複数県で事業展開しているため、）都道府県によって発効日が異なると賃上げのタイミングが何度もあり、担当部署にとって負担（飲食業）」、「他県と発効日が異なる場合には余裕をもって周知してほしい」等の意見もあった。

2 発効日について

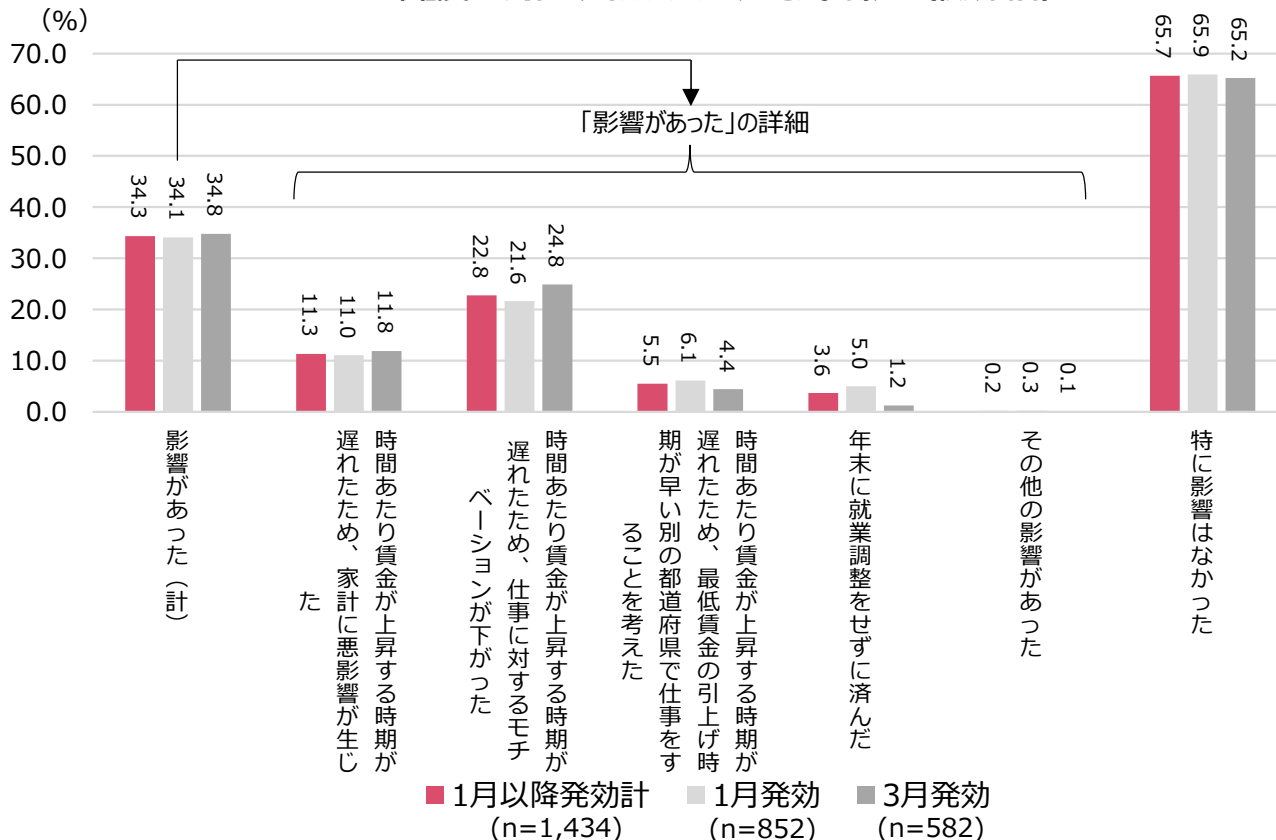
2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅くなったことの最賃近傍雇用者への影響

- 2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅く2026年1月から3月までの間であった6県（2026年1月：福島、徳島、熊本、大分、2026年3月：秋田、群馬）に主な仕事の勤務先がある労働者に対し、最低賃金の引上げ時期が遅れたことにより時間あたり賃金の上昇時期が遅れたかを尋ねたところ、「例年と変わらない時期に時間あたりの賃金の上昇があった」が42.8%、「遅れた」が35.6%であった。
- 最低賃金の引上げ時期が遅れたことによる影響を尋ねたところ、「特に影響はなかった」が65.7%、「影響があった」は34.3%であった。何らかの影響があったと回答した中では、「時間あたり賃金が上昇する時期が遅れたため、仕事に対するモチベーションが下がった」が最も多く22.8%、次いで「時間あたり賃金が増える時期が遅れたため、家計に悪影響が生じた」が11.3%となっている。

時間あたり賃金の上昇時期が遅れたか



最低賃金の引上げ時期が遅かったことによる影響（複数回答）

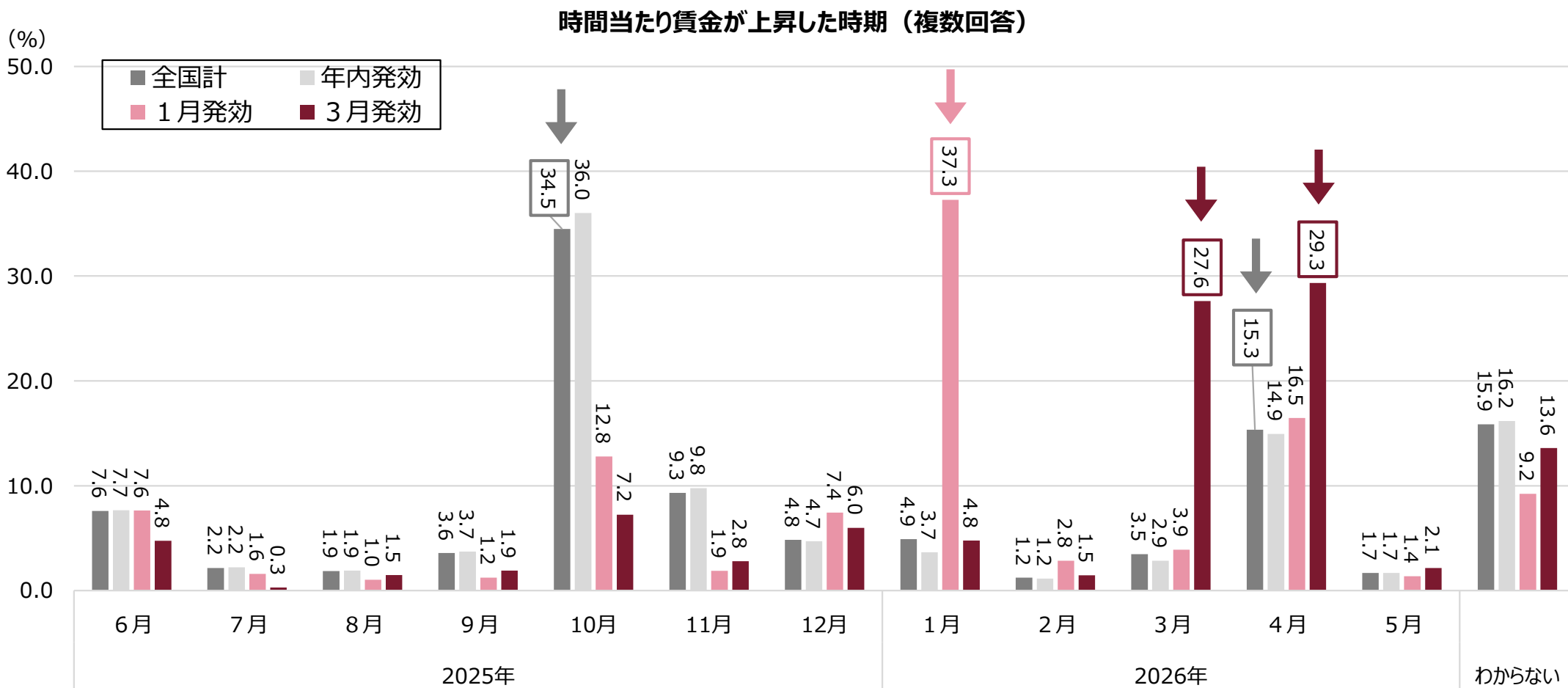


(資料出所) 株式会社クロスマーケティング「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」(2026年、厚生労働省委託事業)の速報値をもとに、厚生労働省労働基準局で作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。調査対象は時間あたり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者(最賃近傍雇用者)。調査期間は2026年5月1日~15日。WEB上でのモニター調査。集計にあたっては、「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した性別、年齢階級、勤務地の地域区分別の最賃近傍雇用者の構成比と同様となるよう、復元処理を行っている。

(注) 2025年度における最低賃金の引上げが例年より遅く2026年1月から3月までの間であった6県(2026年1月:福島、徳島、熊本、大分、2026年3月:秋田、群馬)に主な仕事の勤務先がある労働者について集計。()内は集計に用いた復元前のサンプル数を示す。「時間あたり賃金の上昇時期が遅れたか」については、本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者(1月以降発効計の1,434サンプル中76)を除いて集計した。「最低賃金の引上げ時期が遅かったことによる影響(複数回答)」(右図)の「影響があった(計)」は、合計から「特に影響はなかった」を控除したものの。

2 発効日について 発効日別にみた最賃近傍雇用者の時間当たり賃金が上昇した時期

- 過去1年間で時間当たり賃金が上昇した最賃近傍雇用者について、賃金が上昇した時期は、「わからない」を除いて、「2025年10月」(34.5%)が最も多く、「2026年4月」(15.3%)が次いで多い。これを2025年度の最低賃金の発効日別にみると、2026年1月に発効した4県に勤務地のある者では「2026年1月」(37.3%)が最も多く、2026年3月に発効した2県に勤務地がある者では「2026年4月」(29.3%)が最も多く、「2026年3月」(27.6%)が次いで多くなっている。



(資料出所) 株式会社クロスマーケティング「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」(2026年、厚生労働省委託事業)の速報値をもとに、厚生労働省労働基準局で作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。
調査対象は時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者(最賃近傍雇用者)。調査期間は2026年5月1日～15日。WEB上でのモニター調査。
集計にあたっては、「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した性別、年齢階級、勤務地の地域区分別の最賃近傍雇用者の構成比と同様となるよう、復元処理を行っている。
(注) 本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者(全4,033サンプル中76)を除いて集計した。有効回答者のうち、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者(全体の56.3%(復元処理後の集計値))について集計。
「1月発効」は福島、徳島、熊本、大分の各県(集計に用いたサンプル数は復元前510)、「3月発効」は秋田、群馬の各県(同389)、「年内発効」はそれら以外の41都道府県に勤務地の所在する者を指す。
複数回答であるため、年に2回以上賃金の上昇があった場合には、複数の時期を回答しているケースも存在する。このため、回答割合の合計は100%を超える。